

多気町地域防災計画

共通対策編

(令和7年3月修正)

多気町

多気町地域防災計画

共通対策編

目 次

項 目	主管課	頁
第1部 総 則		1
第1章 計画の目的・構成・位置づけ		1
第1節 計画の目的	総務課	1
第2節 計画の構成及び位置付け等	総務課	1
第3節 防災関係機関、住民、自主防災組織、事業者の実施責任及び役割	総務課	2
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	総務課	4
第2章 計画の運用		12
第1節 計画の推進と見直し	総務課	12
第3章 本町の概況		13
第1節 町勢の概況	総務課	13
第2節 過去の災害	総務課	13
第3節 被害の想定	総務課	14
第2部 災害予防・減災対策		17
第1章 自助や共助を育む対策の推進		17
第1節 住民や地域の防災対策の促進	総務課	17
第2節 防災人材の育成・活用	総務課 健康福祉課	19
第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化	総務課	20
第4節 ボランティア活動の促進	健康福祉課 (社会福祉協議会)	22
第5節 企業・事業所の防災対策の促進	総務課	23
第6節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進	こども課 教育課	25
第2章 安全な避難空間の確保		27
第1節 避難対策等の推進	総務課 健康福祉課	27
第3章 災害に強いまちづくりの推進		36
第1節 建築物等の防災対策の推進	総務課 建設課 関係各課	36
第2節 道路・河川等の防災対策の推進	建設課 総務課	38
第3節 危険物施設等の防災対策の推進	総務課	39
第4節 地盤災害防止対策の推進	総務課 建設課	40
第5節 農地・森林の防災対策の推進	農林課	42
第4章 緊急輸送の確保		44
第1節 輸送体制の整備	総務課 建設課	44

項 目	主管課	頁
第5章 防災体制の整備・強化		45
第1節 災害対策機能の整備及び確保	総務課	45
第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保	総務課 企画調整課 町民課	47
第3節 医療・救護体制及び機能の確保	総務課 健康福祉課	48
第4節 応援・受援体制の整備	総務課	50
第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備	企画調整課 総務課 農林課	51
第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進	総務課 上下水道課	53
第7節 防災訓練の実施	総務課	54
第8節 災害廃棄物処理体制の整備	環境生活課	55
第9節 特定自然災害への備え	総務課 関係各課	56
第3部 発災後対策		59
第1章 災害対策本部機能の確保		59
第1節 活動体制の整備	総務課 関係各課	59
第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保	総務課 企画調整課	65
第3節 通信機能の確保	総務課	68
第4節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等	総務課	70
第5節 広域的な応援・受援体制の整備	総務課	72
第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等	総務課	74
第7節 災害救助法の適用	総務課 健康福祉課	75
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧		79
第1節 緊急の交通・輸送機能の確保	総務課 建設課	79
第2節 水防活動	総務課 建設課	81
第3節 ライフライン施設の復旧・保全	総務課 上下水道課	82
第4節 公共施設等の復旧・保全	関係各課	84
第3章 救助・救急及び医療・救護活動		86
第1節 救助・救急及び消防活動	総務課 健康福祉課	86
第2節 医療・救護活動	健康福祉課	88
第4章 避難及び被災者支援等の活動		92
第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	総務課 教育課 健康福祉課	92
第2節 災害時要援護者対策	健康福祉課	96
第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保	こども課 教育課	98
第4節 ボランティア活動の支援	健康福祉課 (社会福祉協議会)	99
第5節 防疫・保健衛生活動	健康福祉課 環境生活課	100
第6節 災害警備活動	総務課	102
第7節 遺体の取扱い	環境生活課 総務課	103

項 目	主管課	頁
第 5 章 救援物資等の供給		105
第 1 節 緊急輸送手段の確保	総務課 建設課	105
第 2 節 救援物資等の供給	企画調整課 関係各課	106
第 3 節 給水活動	上下水道課	108
第 6 章 特定災害対策		109
第 1 節 危険物施設等の保全	総務課	109
第 7 章 復旧に向けた対策		111
第 1 節 廃棄物対策活動	環境生活課	111
第 2 節 住宅の保全・確保	建設課	113
第 3 節 文教等対策	教育課	115
第 4 節 災害義援金等の受入・配分	健康福祉課	117
第 4 部 復 旧 ・ 復 興 対 策		119
第 1 章 復旧・復興対策		119
第 1 節 激甚災害の指定	総務課 関係各課	119
第 2 節 被災者の生活再建に向けた支援	税務課 健康福祉課	121
第 3 節 復興体制の構築と復興方針の策定	企画調整課 総務課	124
第 5 部 事故等による災害対策		125
第 1 章 重大事故等対策		125
第 1 節 危険物施設等の事故対策	総務課 関係各課	125
第 2 節 航空機・列車事故等突発的災害への対策	総務課 関係各課	127
第 3 節 原子力災害対策	総務課 関係各課	128
第 2 章 火災対策		129
第 1 節 大規模火災の対策	総務課 関係各課	129
第 2 節 林野火災の対策	総務課 関係各課	133
第 6 部 南海トラフ地震臨時情報に対する対応		137
第 1 章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応		137
第 1 節 はじめに		137
第 2 節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合		137
第 3 節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合		137
第 4 節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合		138
第 5 節 町民に対する広報		138
第 6 節 公共施設等の緊急点検		138

第1部 総則

第1章 計画の目的・構成・位置づけ

第1節 計画の目的

主管課：総務課

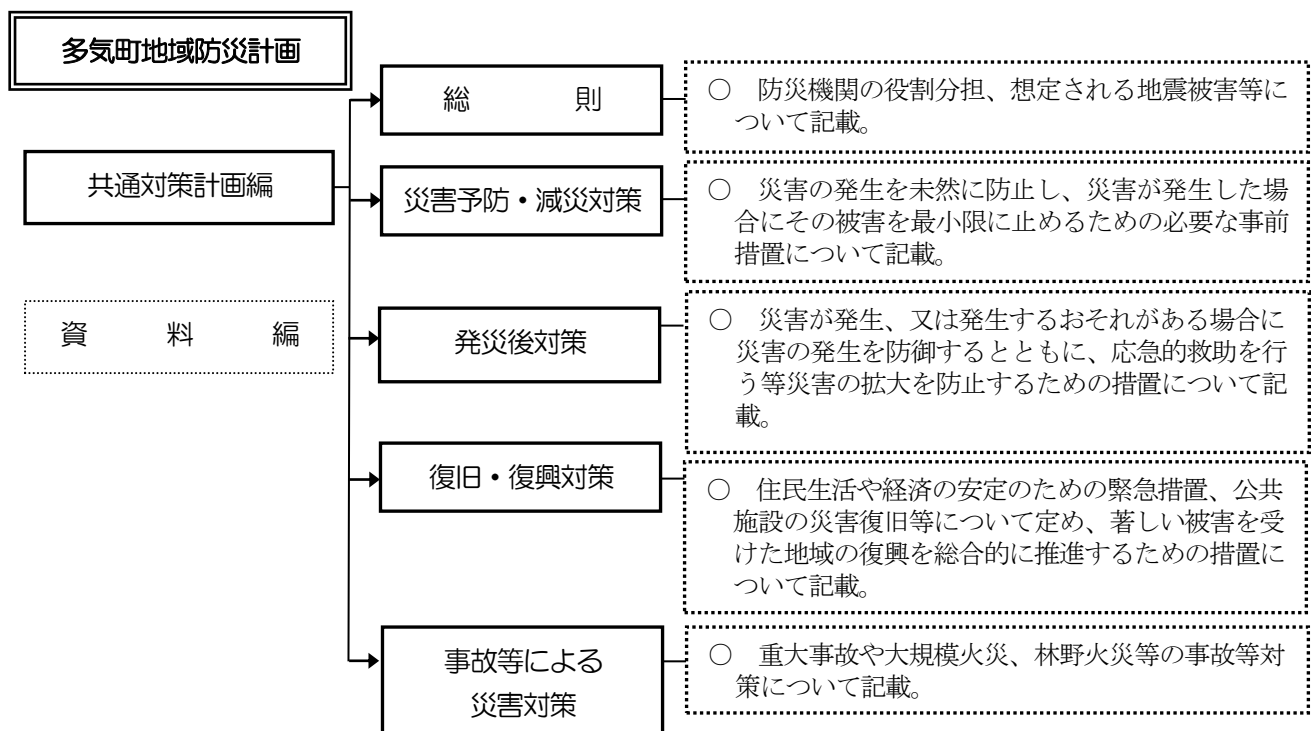
この計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、多気町防災会議が本町の地域に関わる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての事項を定め、防災活動を総合的かつ効果的に実施することにより防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共福祉の確保に資することを目的としている。

第2節 計画の構成及び位置付け等

主管課：総務課

1 計画の構成

この計画は、地震・風水害の災害に対処することを目的とした共通対策編及び資料編からなり、多気町及び防災関係機関等は、この計画に定める諸活動を行うに当たって具体的な行動計画等を定め、その推進に努めるものとする。



2 計画の位置付け

この計画は、町内の地震・風水害等の災害に対する基本的な対応策を定めるもので、本町の各課及び防災関係機関等が各種の防災活動を行うに当たっての指針となるものであり、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び地震防災対策特別措置法等の関係法令、国及び県の防災関係計画等に基づくものである。

また、南海トラフ特措法第5条第4項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものである。

第3節 防災関係機関、住民、自主防災組織（自治会）、事業者の実施責任及び役割

主管課：総務課

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

さらに、町は住民、自主防災組織（自治会）、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て県の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策の支援や総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施するとともに、町及び県の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び県の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町及び県、その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

6 住民

住民は、常に災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭等における防災・減災対策を講じるよう努めるとともに、地域において、自主防災組織（自治会）、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、地域の安全は自分たちで守る共助の取組に努める。

7 自主防災組織（自治会）及び消防団

自主防災組織（自治会）及び消防団は、地域住民、事業者及び防災ボランティア、その他防災活動を実

施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努めるとともに、地域において町、県及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

8 事業者

事業者は、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努めるとともに、地域において地域住民等、自主防災組織（自治会）、町、県及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

主管課：総務課

1 町及び県

機関名	処理すべき事務又は業務
多気町	(1) 町防災会議及び町災害対策本部事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難指示等及び避難所の開設 (11) 被災者の救助及び救護等の措置 (12) 災害ボランティアの受入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災町営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施 (18) 町内の公共団体が実施する災害応急対策の連絡調整 (19) 災害廃棄物の処理に関する措置 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
(消防団)	(1) 消防・水防活動 (2) 災害情報等の収集及び必要な広報 (3) 災害の防除、警戒、鎮圧 (4) 被災者の救出・救助 (5) 避難及び救護の協力
三重県	(1) 県防災会議及び県災害対策本部の開設・運営 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報

	(9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 災害時の混乱防止、その他公安の維持 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請及び関係防災機関等との連絡 (17) 災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (20) 防災応急計画の作成指導及び届出等の受理 (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
--	--

2 消防機関

機関名	処理すべき事務又は業務
松阪地区広域消防組合	(1) 防災に関する予防・知識普及 (2) 消火、救急・救助活動 (3) 町が行う災害防御活動、災害救助に対する協力 (4) その他災害の防御及び拡大防止

3 警察機関

機関名	処理すべき事務又は業務
松阪警察署	(1) 災害警備用装備資機材の整備充実及び情報通信の確保 (2) 災害情報の収集等災害実態の把握と被災者への情報伝達 (3) 被災者の救出救助及び避難誘導 (4) 交通状況の把握、交通規制の実施及び緊急交通路の確保 (5) 遺体の身元確認、行方不明者の相談等 (6) 被災地の社会秩序の維持及び社会的混乱の抑制 (7) 関係機関との連絡調整

4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
東海財務局	(1) 復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源に係る資金運用地方資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置 (5) 金融上の諸措置
東海北陸厚生局	(1) 災害状況の情報収集、連絡調整 (2) 関係職員の派遣

第 1 部 総則 第 1 章 計画の目的・構成・位置づけ

	(3) 関係機関との連絡調整
東海農政局	(1) 農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置 (11) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備 (12) 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援
中部経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡 (2) 電力、ガスの供給の確保に関すること (3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 (4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置
中部近畿産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物及びその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に関する監督指導
中部運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 (3) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 (4) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 (5) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 (6) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援
津地方气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達 (3) 町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力 (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における町や県に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等 (5) 町や県、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動
東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

	(2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 (5) 非常通信協議会の運営に関する事 (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
三重労働局	(1) 事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対する迅速・適正な保険給付等の実施
中部地方整備局	1 災害予防 (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施 (5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施 (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有 2 初動対応 (1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施 3 応急・復旧 (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 (3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 (4) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 (5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保 (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 (9) 所管施設の緊急点検の実施 (10) 情報の収集及び連絡 (11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的

第1部 総則 第1章 計画の目的・構成・位置づけ

	な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 (12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施 (13) 要請に基づき、中部地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動
中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局 東海防衛支局	(1) 所有財産の使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
自衛隊	(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

6 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話株式会社 三重支店	災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。 (1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社NTTドコモ 東海支社 三重支店	災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。 (1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
KDDI株式会社 中部総支社 ソフトバンクモバイル株式会社	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
日本銀行名古屋支店	災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。 (1) 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行う等、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。 (2) 罹災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。 (3) 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。 ① 罹災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等

	の期限前解約 ② 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までの罹災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形交換持出の容認 ③ 災害関係融資について実情に即した措置 (4) 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。 (5) 国債を減紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。 (6) 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。 (7) 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。
日本赤十字三重県支部	(1) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (2) 救援物資の配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 津放送局	(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害 関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 住民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (4) 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
中日本高速道路株式会社	(1) 伊勢自動車道、紀勢自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (2) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (3) 災害罹災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (4) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (5) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転調整 (6) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理 (7) 線路、トンネル、橋りょう及び盛土等の保守管理 (8) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保存及び管理
中部電力株式会社三重支店	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止等広報活動の実施

第 1 部 総則 第 1 章 計画の目的・構成・位置づけ

日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便業務の確保 ① 郵便物の送達の確保 ② 郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書等を無償交付する。 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 ④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。
----------	---

7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
公益社団法人三重県医師会	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
三重テレビ放送株式会社 三重エフエム放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重交通株式会社	(1) 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
一般社団法人三重県トラック協会	(1) 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
近畿日本鉄道株式会社	(1) 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係する施設の保守管理
一般社団法人三重県LPガス協会	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
株式会社ケーブルコムネット三重	災害発生に際して、県内CATV事業会社8社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。 (1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基く、要員、資材、輸送方法等の確保並びに早急な災害復旧措置を行う。 (2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。

	(3) 住民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。 (4) 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。
--	---

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、商工会等）	（1）災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団等）	（1）被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	（1）町等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）	（1）三重交通株式会社に準ずる。

第2章 計画の運用

第1節 計画の推進と見直し

主管課：総務課

本町を含む防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の推進、習熟及び周知徹底を図るものとする。

また、この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各防災関係機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的な推進に努めるものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、学校、企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施する。

企業に対しては、発災後の対応、共助・公助への協力、事業継続計画の策定等、災害に対する教育・訓練の実施における助言・指導等を行う。

2 計画の習熟

本町及び防災関係機関等は、日頃から災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して、本計画及びこれに関連する他の詳細計画等の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

3 計画の見直し

本町及び防災関係機関等は、平素から防災訓練・図上訓練、その他の方法により明らかとなった課題や他自治体における取組等を参考に、毎年検討を加え、必要があると認められるときには、これを修正するものとする。

第 3 章 本町の概況

第 1 節 町勢の概況

主管課：総務課

1 位置及び地勢

本町は、三重県のほぼ中央に位置し、東は明和町、玉城町、南は大台ヶ原に源を発する宮川の中流域にあたる大台町、度会町に接し、西側から北側は、櫛田川を隔てて松阪市に接している。

東西 16km、南北 7km と東西に長く延びる町の総面積は 103.06 k m²で、主な内訳は宅地 4.38 k m²、耕地 18.60 k m²、森林 59.15 k m²となっており、森林の占める割合が高くなっている。

気象状況は、平均気温は 14.5℃と全般的には温暖でおだやかな気候だが、冬季には最低気温が氷点下になる日もみられる。また年間で平均約 2,000 mm 前後の降水量がある。

2 社会的条件

本町の人口は、昭和 40 年から減少傾向にあったが、昭和 55 年から昭和 60 年にかけてわずかに増加し、平成に入ってから平成 12 年をピークに減少傾向にある。また、年齢別人口構成では、年少人口（15 歳未満）よりも老年人口（65 歳以上）の割合が高くおり、少子高齢化の傾向がみられる。

第 2 節 過去の災害

主管課：総務課

1 台風・集中豪雨

過去の災害においては、昭和 34 年の伊勢湾台風をはじめ昭和 36 年の第 2 室戸台風、昭和 54 年の 20 号台風等により大きな被害が発生しており、今後も同様に相当規模の被害が発生すると考えられる。

最も被害の大きかった伊勢湾台風での被害としては、町史等によると、人的被害として死者 2 名、負傷者 15 名、建物被害として倒壊家屋 360 戸、床上浸水 1,069 戸もの被害が記録されている。

大きな被害がおこった要因としては、櫛田川の中朝長地点において当時の国鉄参宮線の鉄橋の橋脚が崩壊したために河川水が増水したことが考えられる。

また集中豪雨における過去の災害においては、人的被害は少ない状況だが、今後は、被害の発生が考えられる。

（1）近年の主な県内の台風・集中豪雨の被害状況は次のとおりである。

① 伊勢湾台風 1959 年（昭和 34 年）9 月 25 日から 9 月 27 日

非常に大きな暴風域を保ったまま潮岬付近に上陸し、三重県の西側を北上した。台風経路の右側にあたる伊勢湾沿岸には、26 日夜に来襲し、高潮と烈風により壊滅的な被害を受けた。

死者・行方不明者 1,233 人

② 台風第 21 号及び前線による豪雨 2004 年（平成 16 年）9 月 28 日から 9 月 30 日

本州付近に停滞していた前線に向かって暖かく湿った気流が流れ込み、県内では、28 日夜から激しい雨が降り出し、29 日朝から昼過ぎにかけて、紀勢・東紀州や中部を中心に記録的な大雨となった。宮川村では大規模な斜面崩壊や土石流が発生し、死者 6 人、行方不明者 1 人、海山町で町内を流れる船津川のはん濫により死者 2 人、松阪市で川に流され死者 1 人等、大災害となった。

死者・行方不明者 10 人

2 地震

町に被害を及ぼした地震は、数多く記録されているが、詳細なものは少なく、細部については判明していないが、かなりの被害を受けているものと思われる。

その中でも大災害と思われる地震は、東海道沖、南海道沖を震源域とする地震で、いずれも津波を伴うもので、志摩半島から熊野灘沿岸にかけての地域で大きな被害となっており、町内でも大きな被害があったと思われる。

(1) 近年の主な県内の地震・津波の被害状況は次のとおりである。

① 東南海地震 1944 年（昭和 19 年）12 月 7 日 M=7.9（震度 5～6、津波 6～9m）

強い揺れ及び津波により被害があり、死者・行方不明 406 人、負傷者 607 人、住家全壊 1,826 棟、同流失 2,238 棟。

② 南海地震 1946 年（昭和 21 年）12 月 21 日 M=8.0

強い揺れ及び津波により被害があり、死者 11 人、負傷者 35 人、家屋全壊 136 棟、家屋半壊 92 棟、流失家屋 23 棟。

第3節 被害の想定

主管課：総務課

1 地震

既往地震の調査を整理すると多気町に被害をおよぼす地震は、南海トラフ（海溝型）で発生する地震、内陸の活断層（直下型）による地震の 2 通りが考えられ、本計画ではこの 2 つの地震を想定している。

2 想定地震

(1) 南海トラフの地震

今回想定する南海トラフの地震は、過去概ね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている過去最大の地震と、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの、理論上は起こりうる最大クラスの地震の 2 つを想定している。

(2) 陸域の活断層

陸域の活断層を震源とする地震として、布引山地東縁断層帯（東部）を対象とし想定している。

3 被害の想定

(1) 設定条件

本計画においては、概ねすべての項目で被害が最大となる想定条件を採用している。

① 季節：夏・冬

② 発生時刻：深夜、昼、夕の3パターンのうち被害が大きいもの

(2) 想定地震別被害想定

前記設定条件における、本町に予想される被害概要は次のとおりである。

種別	項 目	南海トラフ (過去最大)	南海トラフ (理論上最大)	布引山地東縁 断層帯 (東部)
最大震度		6 強	7	6 強
(冬・深夜) 人的被害	死者数 (早期避難率低) (人)	約 10	約 100	約 60
	重傷者 (早期避難率低) (人)	約 10	約 200	約 100
	軽症者 (早期避難率低) (人)	約 200	約 500	約 400
建物被害	全壊棟数 (棟)	約 100	約 2,300	約 1,100
	焼失棟数 (棟)	－	約 200	約 60
倒壊家屋からの自力脱出困難者数 (深夜) (人)		約 20	約 400	約 200
避難者数	1 日後 (冬・夕) (人)	約 400	約 4,300	－
	1 週間後 (冬・夕) (人)	約 2,600	約 6,300	－
	1 ヶ月後 (冬・夕) (人)	約 1,900	約 7,400	－
帰宅困難者数 (人)		約 3,000		－
ライフライン	電力：停電件数 (直後) (軒)	約 9,000	約 9,000	－
	ガス：復旧対象戸数 (戸)	／	／	－
	上水道：断水人口 (直後) (人)	約 15,000	約 15,000	－
	下水道：機能支障人口 (直後) (人)	約 7,000	約 7,000	－
	通信：不通回線数 (直後) (回線)	約 3,700	約 3,700	－
災害廃棄物 (千トン)		約 10	約 100	約 60

第 2 部 災害対策・減災対策

第1章 自助や共助を育む対策の推進

第1節 住民や地域の防災対策の促進

主管課：総務課

目標

生命を守り、自助・共助を育む防災対策の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 災害対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取組みや共助への参画、地域での共助の取組みを促進するため、地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

実施内容
住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや災害発生時の行動マニュアル等の配布
防災訓練、防災啓発の実施及び支援
町広報等での定期的な啓発による危機意識の醸成
防災行政無線やSNS等、災害時における情報伝達手段の啓発
地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援

【自主防災組織等が実施する対策】

1 災害対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発や、避難所運営訓練等、地域独自の防災訓練等の積極的な実施に努める。

【NPO・事業所等が実施する対策】

1 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

住民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、住民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

2 町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、県や町が実施する住民や住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努める。

3 事業活動を通じた顧客への防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、住民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取組むとともに、防災対策上、発災時に住民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

【住民が実施する対策】

1 訓練への積極的な参加

自主防災組織（自治会）や町が行う訓練に積極的に参加し、自分や家族の訓練や防災意識の醸成に努める。

2 家族防災会議の開催

家族で災害の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担や取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に行い、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

3 自宅や通勤先・通学先等の災害発生時における被害想定把握

町が提供するハザードマップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等が災害発生時に受ける可能性がある被害を把握し、必要に応じて災害種別ごとの避難所を確認する。

4 “災害から命を守るため”の防災対策の推進

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策等、地震対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努める。

また、空き家を保有、管理している住民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。

5 “発災後72時間生き延びるため”の防災対策の推進

各家庭において、3日以上以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等に取り組む、発災後、支援があるまでの間、自らの命を守るための備えに努める。

特に特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に努める。

6 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

災害により被災した場合にあっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、地震の“揺れ”等への対策の徹底のほか、地震保険に加入する等の対策を講じるよう努める。

第2節 防災人材の育成・活用

主管課：総務課、健康福祉課

目標

防災に関する様々な防災人材の育成に努めるとともに、地域の防災活動への参画の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織（自治会）と連携して、防災人材の活用を図る。

2 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図る。また、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成についても同様に取組む。

3 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織（自治会）の代表と連携し、自主防災組織（自治会）を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織等活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。研修や啓発活動への参加を通して、教育・啓発を行う。

4 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用する等して、自主防災組織（自治会）の相互連携を促進する。

【自主防災組織・災害ボランティア団体等が実施する対策】

1 構成員に対する教育・啓発

県や町が実施する研修や啓発活動を活用するなどして、組織の構成員の教育や啓発に努める。

2 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

災害ボランティア団体等において、災害ボランティア支援センター運営に関わる人材の育成研修や、多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場を提供し、災害ボランティアコーディネーター災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

3 構成員に対する教育・啓発

町が実施する研修や啓発活動を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

【住民が実施する対策】

1 町の防災人材育成事業への積極的な参画

住民は県や町が実施する研修や啓発活動に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力に努める。

第3節 自主防災組織（自治会）・消防団の活動支援及び活性化

主管課：総務課

目標

自主防災組織（自治会）・消防団の活性化と相互連携の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 自主防災組織（自治会）の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

支援内容
訓練等の自主防災活動に対する支援
自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画の作成支援
防災資機材の整備にかかる支援
自主防災組織リーダー等の人材育成
組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化による組織の活性化の推進
必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置の促進

2 自主防災組織の結成推進

地域住民の自主防災組織については、ほとんどの地域で結成されているが、自主防災組織の未結成地域においては、同地域における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。

また、消防団との連携強化を促進するため、地域での訓練や啓発等の支援に努める。

3 消防団の育成及び活性化の推進

消防団員が災害時に適切な活動に取組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

また、自主防災組織との連携強化を促進するため、地域での訓練や啓発等の支援に努める。

4 自主防災組織（自治会）や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織（自治会）や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

【自主防災組織や消防団が実施する対策】

1 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発等を継続的に実施するとともに、地域の消防団等との連携を強化する等により、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

2 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への参加・協力、地域の自主防災組織との連携強化を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけ等を継続的に実施するとともに、消防への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

【住民が実施する対策】

1 自主防災組織（自治会）や消防団の活動への参画

地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

第4節 ボランティア活動の促進

主管課：健康福祉課（社会福祉協議会）

目標

社会福祉協議会と連携し災害ボランティア活動の促進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 災害ボランティア支援センターの活動拠点・環境の整備

町災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備や、町社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等との連携を進めることにより、ボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

2 災害ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築

各市町の災害ボランティア支援センターやみえ災害ボランティア支援センター等との町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

3 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティア支援センターを運営支援するボランティアや災害ボランティアコーディネーター等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

4 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

5 災害時の災害ボランティアへの参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

【住民や企業が実施する対策】

1 住民の災害ボランティアへの参画

可能な範囲で住民は災害ボランティア等への協力や参画に努める。

2 災害時の従業員等の災害ボランティアへの参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

主管課：総務課

目標

企業・事業所と地域が連携した防災対策の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。

2 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

3 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

【企業・事業所が実施する対策】

1 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、東日本大震災等大規模災害の教訓等をふまえた防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検に努める。

2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材を整備に努める。

3 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- (1) 従業員の自宅等の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。
- (2) 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

4 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

- (1) 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- (2) 業種や事業規模に応じ、災害時に町や各種団体と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結する等、地域の防災対策に貢献するよう努める。

【自主防災組織等が実施する対策】

1 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力向上に努める。

第6節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

主管課：こども課、教育課

目標

すべての児童・生徒等の安全確保に努めるとともに、地域と連携した防災教育の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校・保育園等では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

東日本大震災の教訓をふまえ、各学校・保育園等の立地条件に応じた避難計画等の防災計画を策定し、計画に沿った訓練を実施する。また、随時見直しを図る。

2 学校施設等の耐震化及び非構造部材の耐震対策

学校施設等の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策を行う。

3 学校施設等の安全点検

学校施設等の点検を行い、必要な補修を行う。また、職員室や教室等において書棚等の転倒の恐れのある備品の固定を行う。

4 児童・生徒等の安全確保

登下校時等の児童・生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童・生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童・生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

5 児童福祉施設等の防災対策の推進

公立の児童福祉施設については、公立小中学校・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

また、民間児童福祉施設については、公立小中学校・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組むよう指導する。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進する。

6 防災教育の推進

児童・生徒に対して、防災ノート等を活用した防災教育を継続して行う。

7 学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進するとともに、防災研修を実施し、人材の育成を推進する。

8 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノート等の活用による家庭と連携した防災教育に取り組む。

9 地域と学校・保育園等が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校と地域が担う役割分担等を整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法について、町が実施する地域と合同の防災訓練等を通じて、地域と学校・保育園等が事前に話し合いを行っておく。

【住民が実施する対策】

1 家庭における防災についての話し合い

学校・保育園等での防災教育を家庭で共有するとともに、事前の防災対策及び発災した際の取るべき行動について家族で話し合うように努める。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進

主管課：総務課、健康福祉課

目標

要配慮者の避難対策に最大限配慮した地域づくりに努めるとともに、全住民が「命を守るための避難行動」をとることができるよう避難対策の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 指定避難所（指定緊急避難場所）の住民等への周知

災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所として、また、被災者が一定期間滞在し一定の生活環境が確保されるものを指定避難所として、あらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所、指定避難所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難所の確保に努め、必要に応じて防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置する等、住民、観光客等に対する周知を図る。

なお、災害対策基本法では、指定緊急避難場所と指定避難所を区別しているが、相互に兼ねることもできるとされているため、多気町では指定避難所（指定緊急避難場所）として指定する。

（1）指定避難所（指定緊急避難場所） 《優先開設》

避難所名	住所	電話番号	災害危険性			避難対象地区※
			洪水	土砂災害	地震	
津田地区公民館	井内林 894-1					津田地区 (三疋田、四疋田を除く)
天啓の里	四疋田 587-1	38-8090				三疋田・四疋田
BANKYO 文化会館	相可 1587-1	38-1121				相可地区・佐奈地区
外城田地区公民館	森荘 570-1					外城田地区
勢和公民館	朝柄 3127-2	49-4511 (勢和振興事務所)				波多瀬・朝柄・片野・上出江・下出江
ささゆり苑	朝柄 2889	49-4524				古江・色太・土屋・車川
勢和東公民館	丹生 1807	49-3006				丹生

※避難対象地区は避難の目安として記入したもので、実際には一番避難しやすい所へ避難してください。

※  印がある避難所は該当の災害に対して特に注意してください

(2) 指定避難所（指定緊急避難場所） ※優先開設避難所の定員を超えた場合に開設。

避難所名	住所	電話番号	災害危険性		
			洪水	土砂災害	地震
津田小学校体育館	井内林 138	38-2138			
相可小学校体育館	兄国 464	38-2047	×		
相可地区公民館	兄国 808-4		×		
多気中学校第1体育館	相可 1540	38-2017			
多気中学校第2体育館	相可 1540	38-2017			
Dream オアシントレーニングセンター	相可 1608	38-1131			
佐奈小学校体育館	仁田 120	37-2101			
佐奈地区公民館	仁田 12		×		
外城田小学校体育館	森荘 534-1	37-2522			
相可高校体育館	相可 50	38-2811	×		
勢和小学校体育館	片野 2343	49-2054			
勢和中学校体育館	片野 2254	49-2029			

※×印がある避難所は該当の災害時に避難所を開設しません。

(3) 福祉避難所 ※要配慮者を受け入れる設備が整った避難所。長期的に避難する場合に開設。

避難所名	住所	電話番号	災害危険性		
			洪水	土砂災害	地震
介護老人保健施設 みずほの里	仁田 706-7	37-2566			
介護老人保健施設 なごみの里	古江 1512-1	49-8858			

(4) 自主防災組織（自治会）の避難所

各自主防災組織（自治会）は、安全性、必要性について検討し、各公民館等を自主防災組織（自治会）の避難所または防災拠点とすることができる。

2 避難行動（安全確保行動）の考え方

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」である。命を守るという観点では、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動を取るにあたっては、次に掲げる事項を出来る限り事前に明確にしておく必要がある。

(1) 避難所（避難場所）の特定

- ・河川氾濫や土砂災害等、災害種別ごとに命の脅威がある場所を特定する
- ・それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを明確にする
- ・どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを明確にする

(2) 避難行動（安全確保行動）

- ・指定避難所（指定緊急避難場所）への立退き避難
- ・「近隣の安全な場所」（親戚や友人宅等近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
- ・「屋内安全確保」（自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域内になく、浸水しない居室があり、食糧等

の備えがある場合、より安全な部屋や2階等への移動) ・「緊急安全確保」(立退き避難の必要があるが、適切なタイミングで避難しなかった等により避難が遅れたため、災害が発生し、安全に立退き避難ができない場合、立退き避難から行動を変え、命の危険から身を守るため、今いる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動)
--

(3) 町の責務・住民の避難行動の原則

・避難指示等には強制力は伴っていない ・町の責務は、一人一人が適切な避難行動をとることができるように、判断ができる知識と情報を提供すること ・住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)に陥ることなく、自らの判断で避難行動をとることが原則

(4) 避難指示等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

項目	内容
高齢者等避難	・災害の恐れがあり、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する ・その他の人は出勤等の普段の行動を見合わせ始めたり、立退き避難の準備を整えるとともに、自主的に避難を開始することが望ましい ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所(指定緊急避難場所)へ立退き避難することが強く望まれる
避難指示	・災害の恐れが高く、全員が予想される災害に対応した指定避難所(指定緊急避難場所)等へ速やかに立退き避難する ・指定避難所(指定緊急避難場所)等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う
緊急安全確保	・既に災害が発生または切迫しており、立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、本行動を安全にとることができるとは限らず、身の安全を確保できるとは限らない

(注) 突発性が高く事前予測が困難な場合は、指定避難所(指定緊急避難場所)の開設を終える前に、避難指示が発令される場合がある。また、夜間であっても避難指示等が発令される場合もあることに留意する。

3 避難指示等の発令基準

以下の基本的な発令基準を参考に、今後の気象予測や巡視等の情報を含め、総合的に判断し、避難指示等を発令する。なお、日没等避難完了までの時間帯を考慮するが、突発性が高く事前予測が困難な場合は、夜間であっても躊躇することなく避難指示等を発令する。(避難誘導時間は1時間程度とする)

(1) 櫛田川

対象情報	基本的な発令基準
高齢者等避難	・両郡観測所において、水位が5.80m【避難判断水位(レベル3水位)】を観測し、さらに水位が上昇する見込みがある。 ・指定河川洪水予報により両郡観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達する予測が発表されている。 ・国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相

	当（赤）」になった。 ・古江須原親水公園が目視により冠水すると認められ、さらに水位が上昇する見込みがある。
避難指示	・両郡観測所において、水位が6.70m【氾濫危険水位（レベル4水位）】を観測し、さらに水位が上昇する見込みがある。 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった。
緊急安全確保	・両郡観測所において、水位が7.20mを観測し、さらに水位が上昇する見込みがある。 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった。

（2）佐奈川

対象情報	基本的な発令基準
高齢者等避難	・西山橋観測所において、水位が2.70m【避難判断水位（レベル3水位）】を観測し、さらに水位が上昇する見込みがある。 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった。
避難指示	・西山橋観測所において、水位が3.20m【氾濫危険水位（レベル4水位）】を観測し、さらに水位が上昇する見込みがある。 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった。
緊急安全確保	・西山橋観測所において、水位が3.83m【堤防天端高さ】を観測し、さらに水位が上昇する見込みがある。 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった。

（3）土砂災害

対象情報	発令基準
高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い風雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い風雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
緊急安全確保	・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」となった場合 ・土砂災害が発生した場合

(4) その他気象情報等

多気町内に特別警報が発令された場合
1時間雨量が50mmまたは3時間雨量が100mmを超える見込みがある場合
予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要になることが想定される場合
ダムの管理者から異常洪水防災操作開始予定の通知があった場合
水門が閉まらない等の事故が発生した場合
破堤につながるような大量の漏水や亀裂、越水等を発見した場合
堤防が決壊した場合

(5) 避難すべき地域

避難すべき地域は、町内全域、小学校区単位、自治会単位とし、予想される災害に応じて判断する。

河川洪水の場合	佐奈地区、相可地区、津田地区、古江、朝柄、車川等
土砂災害の場合	土砂災害警戒情報が発令された範囲にある自治会等

(6) 避難指示等の伝達手段

町防災行政無線（同報系）
SNS（多気町防災情報伝達アプリ、町公式LINE等）
エリアメール
町行政チャンネル（ケーブルテレビ）
町ホームページ
広報車、消防団、自主防災組織（自治会）、近隣住民等による呼びかけ

(7) 避難指示等の伝達文の例

《高齢者等避難》

『緊急放送。緊急放送。こちらは、多気町災害対策本部です。警戒レベル3 高齢者等避難発令。
警戒レベル3 高齢者等避難発令。
高齢者等避難発令。

(状況により下記①②③のいずれか。)

①△△川の水位が上昇し、今後、河川が氾濫するおそれがあります。
②大雨により、今後、土砂災害の危険性が高くなることが予想されます。
③大雨により、今後、河川の氾濫、土砂災害などの危険性が高くなることが予想されます。

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区（の浸水想定区域）に対して警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、避難所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。防災マップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。』

《避難指示》

『緊急放送。緊急放送。こちらは、多気町災害対策本部です。警戒レベル4 避難指示発令。警戒レベル4 避難指示発令。』

(状況により下記①②③のいずれか。)

- | |
|----------------------------------|
| ①△△川の水位が上昇し、河川氾濫の危険性が高まっています。 |
| ②大雨により、土砂災害の危険性が高まっています。 |
| ③大雨により、河川の氾濫、土砂災害などの危険性が高まっています。 |

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区（の浸水想定区域）に対して警戒レベル4 避難指示を発令しました。全員速やかに避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。

防災マップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。ただし、避難所等への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。』

《緊急安全確保》 この情報が必ず発令されるとは限りません

『緊急放送。緊急放送。こちらは、多気町災害対策本部です。警戒レベル5 緊急安全確保発令。警戒レベル5 緊急安全確保発令。』

(状況により下記①②③のいずれか。)

- | |
|--|
| ① △△川の水位が上昇し、河川の氾濫が発生している恐れがあります。(発生しました。) |
| ② 大雨により、土砂災害が発生している恐れがあります。(発生しました。) |
| ③ 大雨により、河川の氾濫、土砂災害が発生している恐れがあります。(発生しました。) |

このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区（の浸水想定区域）に対して警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

〇〇地区（の浸水想定区域）にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい場所に移るなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。』

(8) 避難指示等の解除

以下の全ての点を確認した上で総合的に判断し、避難指示等を解除する。

- | |
|------------------------------------|
| 大雨、洪水警報、土砂災害警戒情報が全て解除になっている。 |
| 河川の水位がピークを過ぎ、はん濫注意水位（警戒水位）を下回っている。 |
| 気象状況等から水位が再上昇する恐れがなくなっている。 |
| 河川、土砂災害危険箇所等の現地調査を行い、安全性が確認できる。 |

4 避難誘導対策

避難指示等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・市町間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておく。

不特定多数の住民が利用する施設について、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施に努める。

5 情報収集体制の整備

防災気象情報の収集については、ガイドラインを参考とし、必要に応じ、津地方気象台、国土交通省河川事務所、県建設事務所等に助言を求めるとともに、最新の情報の入手・把握の体制整備に努める。

また、町長が気象台長等との間で気象に関する情報を必要な時に確実に交換することができるようにするなど、県や気象台、河川管理者等との間の情報連絡体制をあらかじめ整備し、緊密な連携を図れるよう

にしておく。加えて、同一の水系を有する上下流の市町とも、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、平素から連絡体制を整備する。

6 避難所運営対策

県の実施する避難所運営対策に沿った、地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

7 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、飲料水、生活必需品等の物資のほか、避難者の良好な居住環境や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資や避難所での事務作業、情報通信に必要な資機材の確保に努める。避難所運営訓練等を通じて、資機材使用時の配慮事項や安全管理上の注意点について町民に啓発する。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

8 要配慮者対策

- 「要配慮者」：乳幼児、高齢者、障害者、外国人、旅行者等の特に配慮を要する方
- 「避難行動要支援者」：要配慮者のうち、災害時等に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方
- ※「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の用語は平成25年の災害対策基本法改正時から使用されるようになったが、多気町では「災害時要援護者台帳」の名称で長年普及啓発をしているため、「災害時要援護者台帳」、「多気町災害時要援護者支援活動実施要領」の用語については当面の間、継続使用する。

県の実施する要配慮者対策に沿った、地域の実情に応じた要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に誰もが利用しやすい環境の整った福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、国の基準に基づき「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、国の基準に基づき「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。なお、避難支援等関係者となる者、名簿に掲載する範囲等については町災害時要援護者支援活動実施要領に準じて行うものとする。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内および水防法に基づく浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対し、利用者が円滑かつ迅速な避難を図るための計画策定や避難訓練等に積極的に協力する。

町独自の避難行動要支援者対策として、町災害時要援護者支援活動実施要領に基づき、災害発生時の支援が必要な方のうち、登録に同意をいただいた方の災害時要援護者台帳を作成し、その登録情報を地域支援者、自主防災組織（区）、民生児童委員、消防団、消防、警察、社会福祉協議会等と共有し、災害時の体制を整え、避難行動要支援者の避難支援を行う。

さらに、救急及び緊急時に迅速な支援を行うため、救急カプセル配布事業の推進を図る。

9 観光客、帰宅困難者等対策

県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿った、町及び地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。

10 ペット対策

飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫等のペット同行の避難者を適切に受け入れるとともに、避難者のペット飼育状況の把握に努める。

11 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

12 感染症対策

県が実施する避難所運営支援策に沿った、避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。また、避難所運営訓練を通じて感染者の隔離や専用の動線確保を確認するほか、避難所での生活ルールについて住民に啓発する。

避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

13 タイムラインの導入

数日前から、ある程度規模や進路等の予測が可能な台風や前線を伴う大雨等に対して、町や県その他の防災関係機関が、到達までのリードタイムを活かした事前対策に万全を期すことで、防災及び減災効果を高めようとする三重県版タイムラインの策定や、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入について検討する。

【自主防災組織や関係施設等が実施する対策】

1 地域の避難対策の推進

町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿、災害時要援護者台帳の整備、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

2 入所者等避難行動要支援者にかかる避難対策の推進

福祉施設等の所在地や入所する避難行動要支援者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結等の施設の避難対策に努める。

特に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内および水防法に基づく浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等の管理者は、利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう避難確保計画の策定や定期的な避難訓練等を実施する。

3 施設利用者にかかる避難対策の推進

不特定多数の者が利用する施設の施設管理者は、施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等の施設の避難対策に努める。

4 観光客等にかかる避難対策の推進

県と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

【住民が実施する対策】

1 避難指示発令時等における避難行動の検討

居住する地域に高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の想定を確認しておき、自宅に待避するか、最寄の避難場所等に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。

また、自宅にとどまる場合には、想定される災害に応じ、たとえば土砂災害については、山側とは反対側の2階の部屋に待避するなど、地域で起こりうる災害の想定を踏まえ、自宅が災害に巻き込まれた場合でも、最低限、身の安全を守る行動がとれるよう、万一の場合に備えた避難行動の検討に努める。

2 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、避難行動要支援者の支援対策等、地域の避難対策に協力す

るよう努める。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。

第3章 災害に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進

主管課：総務課、建設課、関係各課

目標

耐震化等の対策を進め、災害時でも公共施設の機能が維持できるよう努める

対策

【町が実施する対策】

1 町有建築物

被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物等、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。

2 一般建築物

病院、社会福祉施設、学校等多人数が集合する建築物及び事業所施設については、町有建築物と同様に、耐震性の確保を図るよう指導する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。

3 ブロック塀、石垣等対策

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について啓発を行うとともに、築造時には建築基準法等による建築基準が遵守されるよう建築確認窓口等にて指導する。

4 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震改修等を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する講習会を支援し、技術者の養成を促進する。

5 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する等、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。尚、仮設住宅の供給にあたっては、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮したものとするよう考慮する。

6 建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

また、町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部、県が設置する被災建築物応急危険度判定支援本部及び災害対策本部と判定士との調整連絡にあたる応急危険度判定コーディネーターの養成や確保に努める。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

(3) 体制の整備

判定方法、派遣要請等について、行政庁間（国、県、町）で相互に緊密な連携を取るとともに、体制の整備に努める。町内もしくは近隣市町に居住する被災建築物応急危険度判定士にあつては、密に連絡をとり、発災後、迅速に活動できるよう平時の連絡体制の構築に努める。

また、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について、住民への周知に努める。

【住民・建築物の所有者が実施する対策】

自ら管理または所有する建築物等の耐震診断を行うとともに、基準に満たない場合は、耐震補強工事に努める。また、大規模な延焼とならないよう不燃化等の対策に努める。

第2節 道路・河川等の防災対策の推進

主管課：建設課、総務課

目標

道路や河川等の防災・減災対策の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 道路の防災・減災対策

- (1) 国道・県道等の広域幹線道路は、国・県等に要望し、整備の促進を図る。
- (2) 国道・県道に接続する幹線道路等の拡幅を図るとともに、町道の適切な維持管理を行う。
- (3) 耐震性の低い橋りょうは、架替・補修等の整備促進を図る。

2 河川の防災・減災対策

(1) 河川の整備

町管理河川については、計画的な河川の整備を推進するとともに、国・県管理河川については、国・県等に要望し、整備の促進を図る。また、近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、従来から実施しているハード対策に加え、降雨や河川水位の状況を把握するための雨量計や水位計の設置や主要な河川の洪水ハザードマップの作成等のソフト面からの減災対策を実施する。

(2) 施設の維持管理

水門・樋門等、定期的な巡視・点検を行い、町管理公共土木施設等の状況を的確に把握するとともに、施設の維持管理に必要な情報及び資料の収集に努める。また、修繕等が必要な施設については、工事を実施し、適切に維持管理を行う。

3 水防体制の整備

三重県水防計画に基づき、必要な水防体制を確立する。

4 湛水防除対策

局地的な集中豪雨や台風時に人家や農地等に水被害が起こることが想定されるため、町管理の排水路、樋門及び堤防の防災施設の整備事業を計画的に実施する。国・県の管理箇所については、国・県等に要望し、整備の促進を図る。

第3節 危険物施設等の防災対策の推進

主管課：総務課

目標

被害を最低限にするため、危険物施設等の防災・減災対策の推進を図る

対策

【町・消防機関が実施する対策】

1 危険物施設管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導する。

2 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

3 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

4 危険物施設の耐震化の促進

危険物施設の耐震化の強化を促進する。

5 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

第4節 地盤災害防止対策の推進

主管課：総務課、建設課

目標

土砂災害対策、ため池改修等地盤災害防災対策の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を自主防災組織・地域・住民に周知する。

1 土砂災害対策

項目	概要
警戒避難体制の整備に向け定める事項	避難所の設置
	避難指示等の発令時期決定方法
	気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
	避難誘導責任者
	避難所の位置、避難経路及び避難指示等の住民への周知
	土砂災害警戒区域等の把握、住民への周知
	土砂災害警戒区域等のパトロール
その他必要事項	特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害から人命を守るために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 ため池改修事業

町内のため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、大半が江戸時代以前に築造されたもので、老朽化が著しく、決壊の危険性を有していることから、災害防止上、緊急度が高いため池から改修工事を実施するよう努める。

3 液状化対策

(1) 地盤データ等に基づく液状化危険度の把握

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であることから、地盤の液状化危険度調査を実施するなど、詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る。

(2) 被害防止対策の実施

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

(3) 小規模建築物に対する啓発

個人住宅等の小規模建築物について、建築確認申請窓口等における住民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

第5節 農地・森林の防災対策の推進

主管課：農林課

目標

農地や森林に対する防災・減災対策の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 農地の防災対策

(1) 基幹水利施設の補修

国営又は県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、幹線水路等の基幹的施設について、必要な補強工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る。

(2) 農業水利施設の保全対策

県営土地改良事業で造成された農業水利施設について、不具合が生じる前に機能診断を適切に行うとともに、劣化の予防的な保全対策を実施し、施設管理の合理化を図る。

(3) 防災ダム・防災ため池の整備

河川の上流に洪水調節用ダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設又は改修や、既設の農業用ため池への洪水調節機能の賦与及び改修等を行い、下流沿岸耕地及び農業施設等の洪水被害を防止する。

2 森林の防災対策

(1) 流域保全・山地災害対策

林地荒廃は、土砂生産源となる可能性が高く、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一つの素因となっていることから、荒廃地の現況を把握し、崩壊地復旧及び土砂流出防止等のための治山施設等を緊急度の高いものから計画的に施工する。

また、局地的大雨による災害は、住民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について住民への周知を図るよう努めるとともに、緊急な箇所については、治山事業を重点的に実施する。

(2) 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、保安林の改良・整備を推進する。

3 災害時の農作物等被害軽減対策

(1) 稲種子の確保

稲種子については、緊急非常事態に備え、三重県米麦協会が機能できるよう組織強化に協力する。

(2) 病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

(3) 防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術について、それぞれの部門ごとに災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、研修会等を開催して普及を図る。

防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定めるものとする。

- ①災害を回避し、被害を未然に防止するための技術
- ②災害に耐え、被害を僅少に食い止めるための技術

4 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

家畜保健衛生所において、家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）を行うほか、罹患家畜の収容、農業団体の関係職員及び獣医師等に対し必要な技術の伝達指導を行う。町は、各種災害による農作物等の被害（病虫害を含む）や家畜伝染病の発生及びまん延を最小限に留めるための防災営農体制を確立し、防災営農技術、気象情報等の関係者への迅速な伝達経路と指導体制の強化に努める。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

主管課：総務課、建設課

目標

緊急輸送ネットワークを確立するなど広域的な応援・受援体制の整備を図る

対策

【町が実施する対策】

1 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に周知する。

2 陸上輸送対策

(1) 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

(2) 緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、国、県、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進するとともに資材を備蓄する道路啓開基地の整備、代替路確保が困難な箇所の道路構造強化を進める。

また、緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化等の促進を図る。

発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

3 航空輸送対策

(1) 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

4 運送事業者等との連携体制の構築

あらかじめ（一社）三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

主管課：総務課

目標

迅速で適切な応急活動体制が取れるよう災害対策機能の整備及び確保を図る

対策

【町が実施する対策】

1 災害対策本部機能等の整備・充実

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保等の整備に努める。

(2) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、町災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

(3) 現地災害対策本部機能の整備検討

町本庁舎以外の機関等、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

2 職員への防災教育・防災訓練の実施

町職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、県等が実施する職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容には次の事項を含むこととする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

- ① 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震臨時情報に関する知識、内容、性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- ④ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ⑤ 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
- ⑥ 職員等が果たすべき役割
- ⑦ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑧ 職員が各家庭において実施すべき災害対策
- ⑨ 図上訓練等を通じた災害時事務マニュアルの内容検証

3 職員の防災対策の推進

職員は、住民に求める自助の取組みを率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定等、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに町の災害対策活動に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

4 消防力の強化

災害による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進等活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進する。

(2) 消防用施設等の整備の推進等

消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

(3) 消防水利の確保対策

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

5 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

主管課：総務課、企画調整課、町民課

目標

災害時に必要とする情報の収集及び伝達が出来る体制の整備を図る

対策

【町が実施する対策】

1 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間企業、報道機関、住民等からの多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

(1) 災害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。特に要配慮者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

2 被害情報収集・伝達手段の整備

(1) 防災行政無線の整備等

町防災行政無線の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、要配慮者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、施設・設備の災害対策に留意し、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努める。

(2) 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

3 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

4 通信事業者、電気事業者、放送事業者等との連携強化

災害発生時にスムーズに連携が取れるよう、平常時から連絡調整や役割の確認等、関係各事業者との連携強化を図る。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

主管課：総務課、健康福祉課

目標

医師会、薬剤師会、歯科医師会及び医療関係機関等と連携し、災害医療体制の整備を図る
医療品資源の確保のため、供給体制の整備を図る

対策

【町が実施する対策】

1 医療・救護体制の整備

(1) 配備体制・連絡体制の事前準備

医師会等の医療関係機関と協議して、災害時の医療救護に関する情報の連絡体制、及び災害時において救護所が設置された場合の医師、看護師、医療事務員、薬剤師等の配備体制等について定めるよう努める。平時から医師会等の関係機関の協力を得て、災害時の医療救護に関する情報の連絡体制及び災害時において医療救護所を設置した場合に協力いただける看護師や医療事務員等コメディカルの確保に努める。

(2) 医療救護所活動要領の制定

医療救護所の運営や必要となる医療・衛生材料の確保等について、「多気町災害時医療救護所設置及び活動要領」を定め、平時から医療救護体制について松阪地区医師会等関係機関と協議する。

(3) 消防署等との連携

町と松阪地区広域消防組合は、医療救護所の設置、救護班の編成、出動について松阪地区医師会と協議して計画を定める。

(4) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利活用

災害時に発生する多くの負傷者を受け入れることが可能な町内の医療機関の状況について、平時はもとより災害時においても的確に把握できるよう、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利活用を推進する。

(5) 医療機関等との連携

松阪市民病院、済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院、松阪地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療機関等との連携強化を図る。

(6) 住民等への周知

医療機関の被害も予想され、負傷者が多数で収容できない場合を想定し、あらかじめ医療救護所の設置、救護班の編成等について関係機関等で検討構築し、住民等への周知を図る。

(7) トリアージ

大規模災害時に医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージタグの標準化、保管方法、配布方法、救急隊員等への教育、研修等について関係機関等で検討し、迅速な医療体制の構築を図る。

2 患者搬送体制の検討・協議

町内の救護所や医療機関での対応が困難な重症患者が発生した場合に備え、救急車、ヘリコプター等を利用した患者搬送手段について、松阪地域医療対策協議会等の機会を活用し、県及び関係機関と協議・検討を進める。

地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者や福祉タクシー等、患者

搬送の緊急度に応じた搬送手段の確保に努める。

3 医療品等の供給体制の整備

日頃より保健衛生用資機材等の備蓄に努める。他府県や他市町村からの援助物資の活用を図るため、その受入体制及び供給体制の整備を図る。

4 医療・救護機能の確保

町長は、あらかじめ医療施設の利用について松阪地区医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成等災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

5 訓練の実施

関係機関と連携し、災害時の情報伝達訓練や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の入力訓練等を実施する。

【災害時医療・救護関係機関が実施する対策】

1 医療・救護体制の整備

前述の「1 医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

2 医薬品等の確保・供給体制の整備

（1）医薬品・衛生材料等の備蓄

災害直後の初動期に必要な外科系救急医薬品、衛生材料等を医師会・薬剤師会等と連携し備蓄を検討するとともに、関係機関に流通備蓄の確保に努めるものとする。

（2）医薬品・衛生材料等の調達・分配

県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地内の医療機関等へ供給するとともに県内医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う体制を構築する。

必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。

輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに確保・供給を依頼する。

透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

3 医療・救護機能の確保

前述の「4 医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

【住民が実施する対策】

1 災害時の受療計画等にかかる事前対策

災害時の避難所、救護所等の設置場所等地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等の備蓄に努める。また、生命維持装置を使用している家族がある場合には、予備のバッテリーや非常用発電機の確保に努める。

2 自主防災組織等による取り組み

自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護活動が行えるように、地域の訓練で応急手当やAED使用訓練を実施する。

第4節 応援・受援体制の整備

主管課：総務課

目標

関係機関と連携し、応援・受援体制の整備を図る

対策

【町が実施する対策】

1 市町間の応援・応援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力を努める。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

2 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

3 応援協定団体の受援体制の整備

町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。さらに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

4 防災関係機関との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援が円滑に行えるよう、情報・連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、実動・図上訓練を実施し、防災関係機関との連携体制の整備を図る。

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

主管課：企画調整課、総務課、農林課

目標

大規模災害に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給に関する体制の整備を図る

対策

【町が実施する対策】

1 災害時用物資等の備蓄・調達・受け入れ・供給体制の構築

災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。

2 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄

避難所の場所等を勘案し、災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を図る。

3 孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄

災害時の孤立が想定される地域における災害時用物資等（食料等を含む）の備蓄を図る。

4 災害時の災害対策物資等の調達にかかる協力関係の構築

食料や生活必需品等については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルート確保に努めるとともに、県が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

精米については、県内の卸売業務を行う米穀販売業者の手持ちの数量及び協力できる数量の報告を求め、保有数量の把握を行っておく。

5 家庭における災害用備蓄の促進

住民に対して各家庭における発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。

6 地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所等、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働きかける。

【事業者等（食料品等を取り扱う卸売業者、小売業者、製造業者等、輸送関係業者）が実施する対策】

1 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

町と協定を締結した食料品や生活物資等に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、町の実施する防災訓練等への協力に努める。

【自主防災組織等が実施する対策】

1 避難先等への災害用備蓄品等の確保

被害が想定される地域等においては、避難先に個人用備蓄品を保管する等、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

【住民が実施する対策】

1 家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭における発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進

主管課：総務課、上下水道課

目標

ライフライン関係機関と連携し、防災・減災対策の推進を図る

対策

【町が実施する対策】

1 上下水道施設

上下水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、次の措置を講ずる。

(1) 耐震性の強化

上下水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行うとともに、自家発電施設を備える等災害に強い上下水道の整備を図る。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急給水・復旧のための体制整備

上下水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

「三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21締結）」、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

(4) 下水道事業の業務継続計画（下水道BCP）の策定

大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断されず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるように「業務継続計画（下水道BCP）」を策定する。

2 ライフライン関係企業との連携強化

災害時において、ライフライン関係企業との連携が適切に図れるよう、平常時からの連絡体制構築及び情報共有に努める。

【ライフライン関係企業が実施する対策】

電気事業者等ライフライン関係企業は、災害時の被害軽減や安定した供給体制等の維持を図るため、防災体制の整備に努めるとともに、情報伝達体制の確立を図る。

第7節 防災訓練の実施

主管課：総務課

目標

図上訓練や実動訓練等を実施し、町・地域・住民・企業の災害対応力の向上を図る

対策

【町が実施する対策】

1 多様な防災訓練の実施

町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施する。訓練を実施するにあたっては、要配慮者、事業所等、多様な主体の参画に努める。

2 県の防災訓練への協力・参画

町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

3 自主防災組織（自治会）、企業等が実施する防災訓練への支援

自主防災組織（自治会）や企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに多様な主体の参画を得たものとなるように働きかける。

【企業・事業所等が実施する対策】

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、町、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

【自主防災組織等が実施する対策】

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等による地域の避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練になるよう工夫する。また、訓練への要配慮者や事業所等、多様な主体の参画に努める。

2 町・県等の防災訓練への協力・参加

町や県等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

【住民が実施する対策】

1 町・地域等における防災訓練への参画

町、県、地域等が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

第8節 災害廃棄物処理体制の整備

主管課：環境生活課

目標

適切な処理ができるよう広域的な連携体制の構築を図る

対策

【町が実施する対策】

1 多気町災害廃棄物処理計画の策定

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、町地域防災計画と整合を取り、「町災害廃棄物処理計画」を策定する。なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携等、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。

2 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく体制整備

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、ブロック内幹事市（松阪市）と必要な調整を行う。また、町は、広域的な協力体制の整備に努める。

3 応援体制の整備

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互、民間団体等との応援体制の整備を推進する。

4 仮置場の候補地の選定

災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

5 管理体制

一般廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から地震・風水害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

第9節 特定自然災害への備え

主管課：総務課、関係各課

目標

住民や事業者が適切な行動がとれるよう防災意識の向上を図る

対策

【町が実施する対策】

1 局地的大雨対策

具体的施策	概要
河川、下水道及び道路の適切な維持管理	町管理河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図る。 町管理下水道施設について、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される浸水被害の軽減を図る。 町管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、道路占用者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、アンダーパス等浸水時危険個所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。
情報収集・伝達体制の整備	局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常的气象情報の収集に加え、気象庁が提供する「降水短時間予報」や「降水ナウキャスト」等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策活動における活用を検討する。 また、これらの情報の町・防災関係機関等への情報伝達体制の整備等について検討する。
ハザードマップの作成・活用	国・県が作成する資料等を活用してハザードマップ等を作成し、住民等への情報提供を行うとともに、災害からの避難・誘導訓練等への活用を図る。
局地的大雨対策に関する知識の啓発	局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。
農林業への被害防止	局地的大雨による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。
住民等への意識啓発	住民・事業者等が災害に対する情報収集及びそれに伴う避難等を適切に果たすことができるよう、住民等への啓発を行う。

2 竜巻等突風対策

具体的施策	概要
関係機関・県との情報伝達体制の整備	津地方気象台から竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を町に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。
農林業への被害防止	竜巻等突風による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。
住民等の意識啓発	住民・事業者等が災害に対する情報収集及びそれに伴う避難等を適切に果たすことができるよう、住民・事業者等への啓発を行う。

3 雪害対策

具体的施策	概要
ライフライン施設等の機能の確保	上下水道施設等ライフライン施設の機能の維持に努め、雪害に対する安全性の確保を図る。
災害情報の収集・伝達体制の充実	津地方気象台から、大雪への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を住民に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。
道路除雪対策	大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。
農林業への被害防止	降積雪による農林業への被害を防止するため、農林業施設の雪害対策に努める。
住民等の意識啓発	住民・事業者等が災害に対する情報収集及びそれに伴う避難等を適切に果たすことができるよう、住民・事業者等への啓発を行う。

【住民・事業者等が実施する対策】

1 局地的大雨対策

具体的施策	概要
地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認	住民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、県や町等が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害警戒区域等の情報も活用し、想定される災害を事前に確認する等の対策を講じるとともに、発災の際に、避難所等に避難することが難しい場合を想定し、事前の対策について検討しておくよう努める。
局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得	住民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「降水ナウキャスト」等の活用方法を事前に習得するよう努める。 また、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）等を学習するよう努める。
建築物等の地階における避難体制の整備	特に不特定多数の利用が想定される地階を有する建築物の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員等への防災教育、訓練を実施するよう努める。

2 竜巻等突風対策

具体的施策	概要
住居・施設等の予防対策	住民・事業者等は、所有又は管理する住宅や事業所等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根や外壁、アンテナや植木等の状況を定期的に確認し、必要に応じて補強等を行うよう努めるとともに、飛散防止フィルムの活用等による窓ガラスの飛散防止対策等を講じるよう努める。 また、発災の際に、近隣の頑強な施設等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。
竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得	住民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」等の活用方法を事前に習得するよう努める。 また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみ等が巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）等を学習するよう努める。

3 雪害対策

具体的施策	概要
車両の事前防護措置	降雪時においても車両を使用する住民・事業者等は、所有又は管理する車両への冬期におけるスタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行を図る。

第 3 部 発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 活動体制の整備

主管課：総務課、関係各課

活動方針

職員は、配備体制に応じて、災害対策本部の設置等、必要な体制をとる
大規模災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先し活動にあたる

対策

【町が実施する対策】

1 町の活動体制

町内で災害が発生、または発生するおそれがある場合は、町災害対策本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て災害対策活動を実施する。

また、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部の設置について検討するとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

2 町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

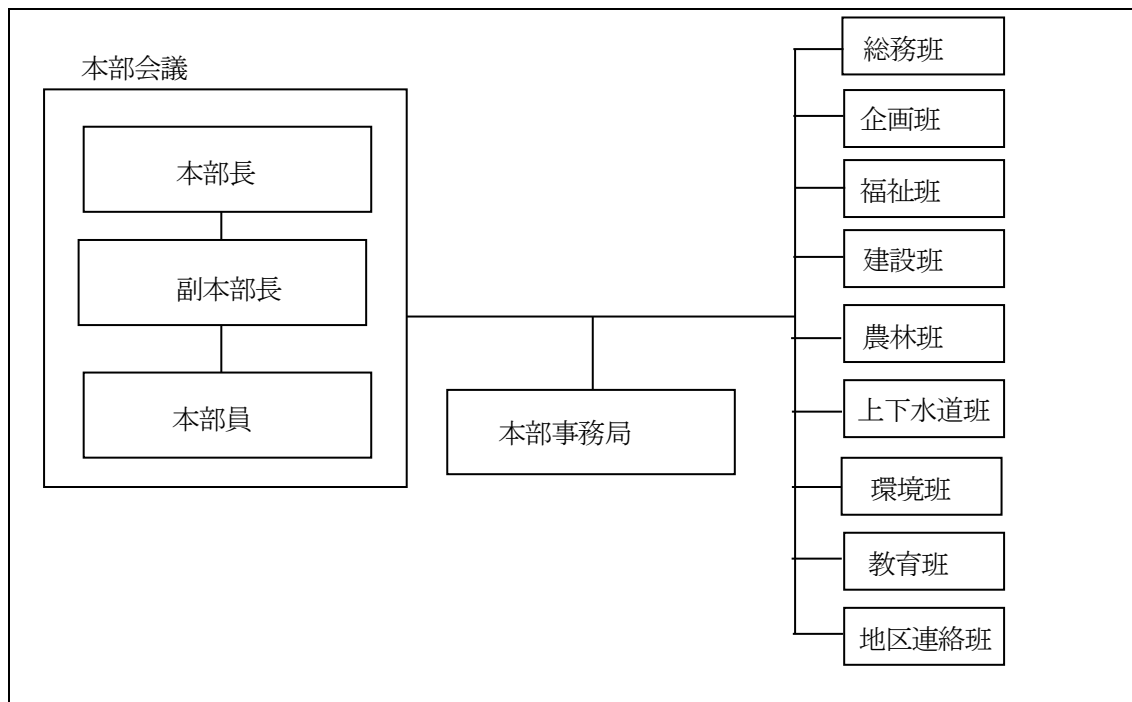
(1) 配備基準

体 制		配 備 基 準	本部配備内容・要員
災害対策本部 設置	情報収集 配備体制	1 次のいずれかの警報が発表された場合 大雨・洪水・暴風 2 震度3以上の地震が発生した場合 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 4 気象状況等により、災害の発生等に情報収集・連絡を要する場合	総務課防災担当職員による情報収集及び連絡体制 ○総務課長 ○松阪広域消防多気分署長（松阪勢和分署長） ○消防団長 ○総務課防災係職員
	第1次 配備体制	1 町域の広範囲に災害が発生すると予想される場合 2 町内の雨量観測所の1時間雨量が40mmまたは3時間雨量が80mmを越えた場合 3 櫛田川両郡水位観測所の水位が3.5m（氾濫注意水位）を観測した場合、または古江須原親水公園が目視により冠水すると認められた場合、または佐奈川西山橋水位観測所の水位が2.0m（氾濫注意水位）を観測しなおも上昇が予想される場合 4 震度4以上の地震が発生した場合 5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 6 町長が必要と認めたとき（上記基準であっても町長が必要でないとしたときは情報収集配備体制とする場合がある）	情報収集配備体制に総務班職員若干名を増員した体制 1 局地的な災害に対する応急対策 2 広範囲な災害に対する応急対策の準備 ○情報収集配備体制要員、その他総務班職員 ○建設班、上下水道班、企画班（担当課長が必要と認めたとき）

	第2次 配備体制	1 町民の生命、身体及び財産に被害を及ぼす局地的災害が発生したとき 2 町内の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫している場合 3 雨量観測所（相可又は朝柄）の1時間雨量が50mmまたは3時間雨量が100mmを越えた場合 4 櫛田川両郡橋水位観測所の水位が5.8m（避難判断水位）を観測した場合、または古江須原親水公園が目視により冠水しなおも水位の上昇が予想される場合、または佐奈川西山橋水位観測所の水位が2.7m（避難判断水位）を観測しなおも上昇が予想される場合 5 震度5弱以上の地震が発生した場合 6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 7 町長が必要と認めたとき（上記基準であっても町長が必要でないとしたときは第1次配備体制とする場合がある）	第1 配備体制に職員を増員した体制（必要に応じ一部変更） 1 広範囲な災害に対する応急対策 ○町3役、町議長 ○消防団幹部（必要に応じ分団招集） ○町管理職 ○対象班職員（建設班・上下水道班・農林班・環境班・企画班・福祉班・教育班） 2 避難所開設時 ○地区連絡班要員
	第3次 配備体制	1 町全域にわたり災害が発生したとき 2 震度6弱以上の地震が発生した場合 3 町長が必要と認めたとき	全町職員・全消防団員

※職員配備表は別途定める。

（2）組織体制



(3) 災害対策本部会議の構成

本部長	町長
副本部長	副町長（教育長）
本部員 （班長、管理職）	① 総務課長、消防多気分署長（松阪勢和分署長）、消防団長 ② 建設課長、上下水道課長、勢和振興事務所長、企画調整課長 ③ 健康福祉課長、環境生活課長、農林課長、教育課長 ④ 管理職全員、社会福祉協議会事務局長

(4) 組織内の事務分掌

班 名	構成員	所 掌 事 項	業務時期				
			平常時	発災時	発災後 24時間	発災後 72時間	
総務班 【班長】 総務課長	総務課 勢和振興事務所 税務課 議会事務局 会計課 デジタル戦略室	防災会議の運営	○				
		防災啓発及び防災訓練	○				
		災害対策全般	○	○	○	○	
		所管施設の災害対策、被災状況調査及び応急復旧	○	○	○	○	
		防災行政無線等通信の確保	○	○	○	○	
		BCP(事業継続計画)	○	○	○	○	
		被害状況の収集、整理及び報告		○	○	○	
		災害警備活動		○	○	○	
		気象警報、情報等の収集及び伝達		○	○	○	
		車両の配車、調達、管理		○	○	○	
		警察活動への協力		○	○	○	
		避難指示等の発令		○	○	○	
		広域避難の受入れ		○	○	○	
		災害対策本部の設置・運営		○	○	○	
		職員の動員及び安否確認		○	○	○	
		国、県及び関係機関との通信及び連絡調整		○	○	○	
		県災害対策本部への被災状況の報告		○	○	○	
		避難所の開設指示		○	○	○	
		救急、救出、救助活動		○	○	○	
		ライフライン関係機関との連絡調整		○	○	○	
		災害時緊急通行車両の管理		○	○	○	
		消防活動		○	○	○	
		水防活動		○	○	○	
		防災ヘリコプターの災害派遣要請		○	○	○	
		自衛隊等関係機関への災害派遣・応援要請		○	○	○	
		職員の被災状況の把握と対策		○	○	○	
		災害対策基本法等により派遣された職員への対応		○	○	○	
		議会との連絡調整		○	○	○	
		死体の捜索			○	○	
		激甚災害指定			○	○	
		被災による徴税の減免等				○	
		罹災証明の発行				○	
		災害に関する議会報告				○	
		他班の応援		○	○	○	

第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保

班 名	構成員	所 掌 事 項	業務時期				
			通常時	発災時	発災後 24時間	発災後 72時間	
企画班 【班長】 企画調整課長	企画調整課	所管施設の災害対策、被災状況調査及び応急復旧	○	○	○	○	
		住民への避難情報等の伝達		○	○	○	
		災害関係広報		○	○	○	
		報道機関への対応		○	○	○	
		重要施策の企画及び総合調整		○	○	○	
		交通政策		○	○	○	
		救助物資の調達確保、受入、供給		○	○	○	
		観光客に対する安全対策		○	○	○	
		復興計画				○	
		他班の応援		○	○	○	
福祉班 【班長】 健康福祉課長	健康福祉課 こども課 町民課	災害時要援護者台帳の整備及び避難・救護対策	○	○	○	○	
		所管施設の災害対策、被災状況調査及び応急復旧	○	○	○	○	
		保育園児の避難及び保育対策		○	○	○	
		医療関係機関との連絡調整及び医療対策		○	○	○	
		社会福祉協議会、日本赤十字社等との連絡調整		○	○	○	
		救護所の開設		○	○	○	
		医薬品の確保			○	○	
		感染症対策			○	○	
		食品衛生対策			○	○	
		被災者台帳の整備			○	○	
		災害救助法の適用及び運用			○	○	
		炊き出し及び風呂の供給			○	○	
		保育園の開設及び運営			○	○	
		災害義援金品の募集・配分・保管			○	○	
		住民の健康管理対策			○	○	
		災害ボランティアの受け入れ			○	○	
		住民の安否確認の問い合わせ			○	○	
		遺体の埋火葬手続き			○	○	
		国民健康保険料等の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置				○	
		被災者に対する各種給付金等手続き				○	
		被災者の生活相談及び援護				○	
		被災事業所等への支援				○	
		他班の応援		○	○	○	

班 名	構成員	所 掌 事 項	業務時期			
			通常時	発災時	発災後 24時間	発災後 72時間
建設班 【班長】 建設課長	建設課	所管施設の災害対策、被災状況調査及び応急復旧	○	○	○	○
		応急資機材等の調達及び管理	○	○	○	○
		がけ崩れ等の応急措置		○	○	○
		所管施設の点検及び安全確保		○	○	○
		被災建築物の応急危険度判定			○	○
		倒壊建造物の解体撤去等			○	○
		被災者の住宅相談				○
		応急仮設住宅の建築及び入居				○
		他班の応援		○	○	○
農林班 【班長】 農林課長	農林課	所管施設の災害対策、被災状況調査及び応急復旧	○	○	○	○
		農林水産物の被害調査及び応急対策		○	○	○
		罹災家畜収容並びに家畜伝染病予防		○	○	○
		食糧の調達確保		○	○	○
		他班の応援		○	○	○
上下水道班 【班長】 上下水道課長	上下水道課	上下水道施設の災害対策	○	○	○	○
		上下水道施設の被害調査及び復旧対策		○	○	○
		応急給水		○	○	○
		他班の応援		○	○	○
環境班 【班長】 環境生活課長	環境生活課	所管施設の災害対策、被災状況調査及び応急復旧	○	○	○	○
		し尿処理対策(仮設トイレ)		○	○	○
		遺体の安置、搬送及び埋火葬			○	○
		畜犬の対応及び死亡した畜犬等の埋火葬			○	○
		災害廃棄物の収集及び処理			○	○
		公害防止及び水質検査			○	○
		衛生材料等の供給			○	○
		他班の応援		○	○	○
教育班 【班長】 教育課長	教育課 学校統合室	所管施設の災害対策、被災状況調査及び応急復旧	○	○	○	○
		児童生徒の避難及び教育対策		○	○	○
		文化財の保護及び災害対策		○	○	○
		炊き出し(給食センター)			○	○
		被災児童生徒の健康管理				○
		学校給食の措置				○
		避難所の運営				○
		他班の応援		○	○	○
地区連絡班		避難所の開設準備及び運営		○	○	○
		現地活動		○	○	○
		他班の応援		○	○	○

(5) 職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生または発生するおそれがあることを知ったときは、自分や周囲の安全確保を行った後、「配備基準（上記）」のとおり、庁舎等配備体制場所へ参集する。

※自動車で参集が困難な場合は、徒歩・自転車・バイク等で参集する。

※被害状況等により配備体制場所への参集が困難な場合は、最寄りの地区連絡班（避難所）へ参集する。

※職員、家族等が被災を受け治療の必要がある場合等、すぐに参集することが困難なときは、所属長に状況を連絡し、指示を受ける。

(6) 勤務時間外に大規模災害が発生した場合の行動指針

① 安全の確保を第一に考える

まず、自分自身、家族、近隣住民等の安全の確保を最優先に行動する。

その後自宅の被害状況（倒壊や火災）を確認する。

② 人命救助、初期消火に努める

避難の呼びかけや倒壊家屋等からの人命の救出活動に努めるとともに、初期消火・出火防止等を行う。

③ 参集には細心の注意を払う

家屋の倒壊、道路の陥没、崖崩れ、橋梁の落下等に細心の注意を払いながら、参集する。また参集途上において可能な限り被害状況の収集に努め、参集後速やかに災害対策本部へ報告する。

④ 参集時の携行品を忘れずに

飲料水や食糧の確保が出来ない場合や、庁舎等に泊まりこむ場合を想定し、参集の際は必要な物品を携帯して参集する。（主な携行品：軍手、タオル、着替え、水筒、食糧、懐中電灯、長靴、雨具、運転免許等）

災害時に備え、必ず家庭内に飲料水、食糧等の備蓄をしておく。

⑤ 家族との連絡方法

家族に数日間帰宅できない可能性があることを告げ、家族との連絡方法（災害伝言ダイヤル等）を事前に決めておく。

3 災害対応職員の健康管理

各班長は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交替で休暇を与える等適切な措置を講じなければならない。（1日2交替以上勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。）また、災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。

4 関係機関との連携・協力

町内に震災が発生した場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保

主管課：総務課、企画調整課

活動方針

気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に把握する
 町内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保する
 災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する

対策

【町が実施する対策】

1 気象情報等に関する情報の収集等

町に影響を与える可能性のある台風が発生した場合や大雨が予想される場合などには、気象庁のホームページやテレビ、津地方気象台とのホットラインを活用するなど、今後の進路や降雨予測等の情報収集に努める。

2 警報発表時等の緊急の措置

(1) 避難指示の伝達

警報の発表時又は町内において災害の発生がある場合、町長は土砂災害、内水氾濫、大雨等のハザードマップ等により被災の可能性が認められる地域住民に避難指示を出すとともに、多様な伝達手段を用いて避難行動を促す。

特に、特別警報に該当する警報が発令された場合は、住民等に対し、直ちに周知するための措置を講じなければならない。

(2) 要配慮者への情報伝達

可能な範囲で要配慮者への災害情報の確実な伝達に努める。町災害時要援護者台帳等を活用し、情報伝達を行う。

3 被害情報等の収集と報告

(1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織（自治会）、防災関係機関等から町内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

(2) 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災害対策本部にその状況等を報告するが、県災害対策本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

(3) 緊急派遣チーム等との連携

県災害対策本部及び県地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

4 住民への広報・広聴

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求める等の確かな情報の提供に努める。

(1) 広報内容

広報にあたっては、文字放送、外国語放送等様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。町長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則と

して知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

広報内容
災害発生状況（被害状況）
気象状況
災害対策本部に関する情報
救助・救出に関する情報
避難に関する情報
被災者の安否に関する情報
二次災害危険性に関する情報
主要道路状況
公共交通機関の状況
ライフラインの状況
医療機関及び救護所等の状況
給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
公共土木施設状況
防疫・衛生に関する情報
教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
ボランティア及び支援に関する情報
住宅に関する情報
民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

（2）住民対応窓口の設置

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

（3）災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表

災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表については、救助活動の効率化・円滑化や被災者の権利利益保護の観点から、県が定める「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表方針」に基づき取り扱うこととする。

【参考】三重県の「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表方針」

災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等の公表に係る取扱いについては、救助活動の効率化・円滑化や被災者の権利利益保護の観点から、次のとおり取り扱うこととする。

1 安否不明者及び行方不明者

県は、救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められる場合、安否不明者及び行方不明者に関する情報を原則として公表する。ただし、市町において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。

2 死者

県は、遺族の意向を尊重して、死者に関する情報を公表する。ただし、市町において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。

3 公表する情報

氏名、住所（市町村名及び大字名）、性別、年齢（発災時）なお、氏名を非公表とする場合でも、住所（市町村名）、性別、年代を個人が特定されない範囲で公表する。

4 運用開始日

令和5年8月23日

安否不明者：災害が発生した地域において当人と連絡が取れず安否が不明である者
行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
死者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 住民の協力による災害情報の伝達

ハザードマップ等により浸水や土砂崩れ等の可能性が認められる地域住民は、災害が発生した場合、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の放送、インターネット等により各種災害の警報等の発令状況の確認に努め、土砂崩れ等の危険を認知した場合、また、停電時等、場合によっては災害の危険を確認できない場合であっても、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難する。

なお、あらかじめ自らの居住地域のハザード発生状況を把握しておき、なるべく早期に避難所へ避難することに努める。

2 要配慮者への支援

ハザードマップ等により浸水や土砂崩れ等の可能性が認められる地域において、各種災害の警報等が発表される等した場合、地域の避難計画に沿って、可能な範囲で要配慮者への災害情報の伝達及び避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地域にあっては、計画に沿った支援に努める。

3 災害に関する現場情報の報告

土砂崩れ等の災害の発生を予見させるような異常情報を発見したものは、速やかに避難行動をとり身の安全を確保するとともに、町や消防等防災関係機関に通報するよう努める。

4 被害情報等の提供

地震や土砂崩れ等による人的被害や火災等を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。

第3節 通信機能の確保

主管課：総務課

活動方針

災害時の広範囲にわたる通信途絶等に対応するため、関係機関と連携し通信手段を確保する

対策

【計画関係者共通事項等】

1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話等	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、県から町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、町、消防へ気象情報等を伝達するためのブロードバンドネットワークで、大容量データ通信が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い
町防災行政無線	地上系無線	・町から住民へ屋外スピーカー（戸別受信機）等による情報伝達（同報系）	・地震に対し、相対的に弱い

【町が実施する対策】

1 通信手段の確保

町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、各種警報や避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やSNS、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災害対策本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災害対策本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、県災害対策本部に対する緊急派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

3 通信事業者等との連携強化

災害時において、通信事業者等との連携が適切に図れるよう、平常時からの連絡体制構築及び情報共有に努める。

【通信事業者等が実施する対策】

通信事業者等は、災害時の被害軽減や通信手段の確保を図るため、防災体制の整備に努めるとともに、情報伝達体制の確立を図る。

また、通常の通信手段が途絶している場合は、非常通信の利用について協力するとともに、可能な限り速やかな応急復旧に努める。

第4節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

主管課：総務課

活動方針

自衛隊等の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う

対策

【町が実施する対策】

1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、地域防災総合事務所長等を経由し、知事へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める。

《災害派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）》

- ① 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。（推進計画）

- ① 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定。
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 派遣部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の町が協議して負担区分を決める。

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、知事へ撤収要請を行う。

2 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求

町長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、地域防災総合事務所長等を経由し、知事（総括班）へ応急措置の実施要請を求めるものとする。

【その他の防災関係機関が実施する対策】

1 自衛隊

(1) 災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

《自主派遣の判断基準》

- ① 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- ② 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ④ その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8 災害派遣時に実施する救援活動）

- ・被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- ・避難の援助（誘導、輸送）
- ・遭難者等の搜索救助
- ・水防活動
- ・消防活動
- ・道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- ・応急医療、救護及び防疫
- ・人員及び物資の緊急輸送
- ・炊飯及び給水の支援
- ・救助物資の無償貸与又は譲与
- ・危険物の保安及び除去等

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長等に通知しなければならない。

- ・自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- ・避難の措置・立入
- ・警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- ・他人の土地等の一時使用等
- ・現場の被災工作物等の除去等
- ・住民等を応急措置の業務に従事させること

(4) 連絡員の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は、町災害対策本部に連絡幹部を派遣、災害対策本部との調整・連絡にあたらせる。

第5節 広域的な応援・受援体制の整備

主管課：総務課

活動方針

応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築する

対策

【町が実施する対策】

1 応援体制

(1) 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理

応援は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

(2) 情報収集のための職員の派遣

各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する応援町は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、応援町と緊密に連絡を取りながら、被災町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

(3) 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

(4) 応援体制の構築

応援町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。

応援活動の実施にあたっては、町の応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

(5) 県外被災地への応援

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第74条の2第4項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

2 受援体制

(1) 各協定等に基づく応援要請

被災町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県町災害時応援協定等各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、他の町及び県に対し応援を求め、災害応急対策

に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量等の情報を速やかに収集する。

（2）連絡要員の受入

被災町災害対策本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

（3）具体的な要請内容の検討

被災町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

（4）受入体制の構築

被災町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

主管課：総務課

活動方針

災害対策要員が不足する場合には、要員を確保し、災害応急に努める

対策

【町が実施する対策】

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

町長又は、町の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あつせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを都道府県知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

2 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

【その他の防災関係機関が実施する対策】

<国及びその他の地方公共団体の対策>

1 災害対策要員の確保

(1) 動員体制の確立

各機関の災害応急対策責任者は、災害時における動員体制を確立しておく。

(2) 機関相互の応援

応急体制に要する人員は、その機関において確保する。

第7節 災害救助法の適用

主管課：総務課、健康福祉課

活動方針

災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う

対策

【町が実施する対策】

1 災害救助法の適用手続

(1) 被害状況等の報告・適用要請

町長は、災害が「参考：適用基準」に該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

また、町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議する。

2 救助の実施

町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

3 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

(1) 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する

(2) 国庫負担：(1)の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される

(3) 町負担：災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は町が負担する

《 参 考 》適 用 基 準

施行令第1条第1項による。

	人口	世帯数	第1号	第2号
多気町	14,878	5,160	40世帯	20世帯

※平成27年国勢調査の人口、世帯数（平成27年10月1日現在）

※救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる

第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保

(4) 災害救助法による救助の程度と期間：令和元年度災害救助基準

救助の種類	対象	費用の限度額				期間	備考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える加算できる。				災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上			
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等を利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別途定めるところによる) ※50戸に満たない場合でも、戸数に応じ小規模な施設を設置できる。				災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。			
炊き出しその他のによる食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事ができない者	1人1日当たり 1,160円以内				災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全流出	壊焼	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			壊焼	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半流出	壊焼	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			壊焼	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 595,000円以内 ただし、半壊(焼)程度の場合は300,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合はこの実績に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 一時保存 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているために生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該事務に従事した者に相当する者の給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

主管課：総務課、建設課

活動方針

防災活動の拠点となる施設、避難所等への緊急輸送ネットワークを確保する

対策

【町が実施する対策】

1 道路パトロールと緊急時の措置

(1) 道路パトロール

災害が発生し、または発生する危険がある場合は、道路パトロールを実施し、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況等の情報を収集する。

(2) 道路パトロール時における緊急時の措置

① 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険の防止を図るための障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

② 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに災害対策本部にその状況を報告し、指示を受け、通行規制等を実施する。

③ 住民への周知

前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせよう努める。

2 緊急輸送道路等の確保

被災者及び救助・救急要員等の輸送あるいは災害応急対策用物資及び資材の運搬等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路の確保を図る。

(1) 道路啓開の実施

緊急輸送道路が障害物等により安全に通行できない場合は、障害物を撤去するために建設業協会等関係機関と協力し、優先的に道路啓開を実施する。

(2) 災害時における車両の移動

緊急輸送道路等において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第76条の6の規定に基づき、当該車両等の移動を行う。

(3) 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 大地震発生時の行動

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は以下の行動を講じるとともに、原則として徒歩で避難する。

- ① 急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。
- ② 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- ④ やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
- ⑤ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

- ① 速やかに車両を次の場所に移動させる。
- ② 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
- ③ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所
- ④ 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。
- ⑤ 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第2節 水防活動

主管課：総務課、建設課

活動方針

災害発生後の河川、ため池等における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる

対策

【町が実施する対策】

1 必要な箇所の門扉開閉操作

水門、堰堤等の管理者（操作責任者）は、警報等の発令を確認次第、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

ただし、操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先する。

2 監視、警戒体制

（1）巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

（2）非常警戒

水防管理者は地震動等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

（3）水防組織

水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達については、地域の要配慮者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

（4）災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に要配慮者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じること。

3 応急復旧

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

第3節 ライフライン施設の復旧・保全

主管課：総務課、上下水道課

活動方針

被災者の生活確保のため、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行う

対策

【町が実施する対策】

1 上下水道

(1) 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

① 被害状況の把握

発災後、町が管理する上下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

② 応急復旧用資機材の確保

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧に必要な資機材を確保するとともに、住民に対し、使用制限の措置を講じる。

(2) 施設の応急対策活動

① 応急復旧計画の策定

上下水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、上下水道施設機能の迅速な回復に努める。

② 上下水道施設の復旧

上下水道施設の復旧作業において、浄水場等の基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管等重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水等による二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓等の応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

公衆衛生の保全について、避難所、学校、福祉施設等の防災拠点から発生する汚水の排除についてマンホールトイレの使用が出来るように指示する。

交通障害の発生防止による応急対策活動の確保について、マンホールの浮き上がりや管路損傷に伴う道路陥没による交通障害の回避を行う。

③住民への広報

上下水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通し等について、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 応援協定に基づく応急復旧活動

① 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災害対策本部と連絡を密にしながら、水道施設

の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

② 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）に対し、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて町災害対策本部へ連絡要員等を派遣し、町災害対策本部において活動する。

③ 県内下水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、「三重県の下水道事業における災害時相互応援に関するルール」に基づき、三重県県土整備部下水道課が対策本部となり応援を要請し、応急復旧にかかる応援活動を実施する。

④ 県外下水道事業者への応援要請

県内の相互応援では対応できない甚大な被害が発生し、県を超える広域的な支援が必要となった場合には、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」及び「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき応援を要請する。

第4節 公共施設等の復旧・保全

主管課：関係各課

活動方針

公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する
被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う

対策

【町が実施する対策】

1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1) 町道路、橋梁

① 被害情報の収集

緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や住民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

② 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、町管理施設の被害情報等をふまえ、必要な人員、資機材等の確保に努める。

③ 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や住民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

④ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

(2) 河川

① 被害情報の収集

復旧に向けた被害情報の収集を図る。

② 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、町管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

③ 施設の復旧活動

河川施設の復旧にあたっては、作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

④ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

(3) 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、地震発生後、速やかに点検を行い、

下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行う。

(4) 林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行う。

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急及び消防活動

主管課：総務課、健康福祉課

活動方針

発災後、72時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、関係機関と連携体制を構築する

対策

【町が実施する対策】

1 救助・救急活動の実施及び調整

町は、消防機関及び消防団等町の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。
町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

2 消防活動の実施及び応援・受援

(1) 消火活動の実施

町は、地震直後等に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行う等迅速に対応する。

(2) 協定に基づく応援要請

町は、災害の規模が大きく他町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災害対策本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 協定に基づく応援出動

町からの要請又は県からの指示があった町は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

(4) 活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

(5) 資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

(6) 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3 ヘリコプターの活用

(1) 県防災ヘリコプターの応援要請

町は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

(2) 受入体制の構築

町はヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織（自治会）は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

第2節 医療・救護活動

主管課：健康福祉課

活動方針

災害が発生した場合に、円滑な医療・救護活動を展開する
発災後は、医師会等と連携し人的被害を最小限におさえることができる体制を整える

対策

【町が実施する対策】

1 医療情報の収集・共有

関係機関からの情報収集や広域災害 救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の受入状況等の情報を収集する。

災害拠点病院に通じる道路の状況も併せて収集し、県へ報告する。

通信手段が途絶して医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認等による情報収集を行う。

収集した医療機関の被災状況についての情報は、県をはじめ関係機関の間で共有する。

2 医療救護所の設置基準

災害により、医療の途を失った傷病者が多数発生していると見込まれ、次号に該当するときに町が医療救護所の開設を決定する。

（1）町域において震度6弱以上の地震が発生したとき

（2）その他災害対策本部が設置の必要があると判断したとき

3 医療救護所の設置

福祉班は、下記被災状況に応じて 松阪地区医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護所の設置を行う。

医療救護所は農業者トレーニングセンターを第一次医療救護所として開設する。ただし、同施設の被災状況等により同一敷地地内にある町民文化会館を利用する場合もある。

地域の医療機関の被災に伴う機能低下又は停止、被災による傷病者の発生状況等の情報を収集・確認し、必要と判断した場合には、ふるさと交流館せいわに第二次医療救護所を開設する。なお、傷病者が多数発生しており第一次医療救護所の開設のみで追いつかない場合は、第二次医療救護所を同時に開設する。

フェーズが進んだ段階で、避難所における慢性疾患の悪化予防、感染症等治療のため、必要と判断した場合には避難所に巡回救護所を設置する。

医療救護所の運営にあたって、関係機関との連携・情報共有を図る等、医療体制の活動調整を図る。関係機関と連携し、町が設置する医療救護所に係る全体の調整、運営を図るために災害対策本部に医療救護調整員をおく。

4 県への派遣要請

被災状況によって医療・助産救助の実施が困難な場合には、松阪保健所へ保健医療活動チームの派遣要請を行います。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班の派遣要請を行います。

【保健医療活動チーム】

被災地で保健医療活動を行う機関（DMAT、JMAT、DPAT、日本赤十字、歯科医師会、災害派遣ナース、支援薬剤師、DHEAT、保健師派遣チームJDA-DAT、医療救護班）の総称

5 患者の搬送

消防機関は、知事又は町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、応急的措置に努める。

また、町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

6 医薬品の確保

災害時に必要な物資が円滑に供給できるよう、三重県、松阪地区医師会、松阪地区歯科医師会、松阪地区薬剤師会等の関係機関との連携を図り、医薬品等の確保を図る。

【その他の防災関係機関が実施する対策】

1 医療機関が実施する対策

(1) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

- ① 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- ② 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。
- ③ 医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は町長からの派遣要請を待たなくても、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- ④ 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

(2) 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第5章 第1節 緊急輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

2 日本赤十字社三重県支部の対策

(1) 医療及び助産の実施方法

- ① 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。
- ② 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

3 赤十字奉仕団の対策

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

4 三重県歯科医師会の対策

(1) 口腔のケア

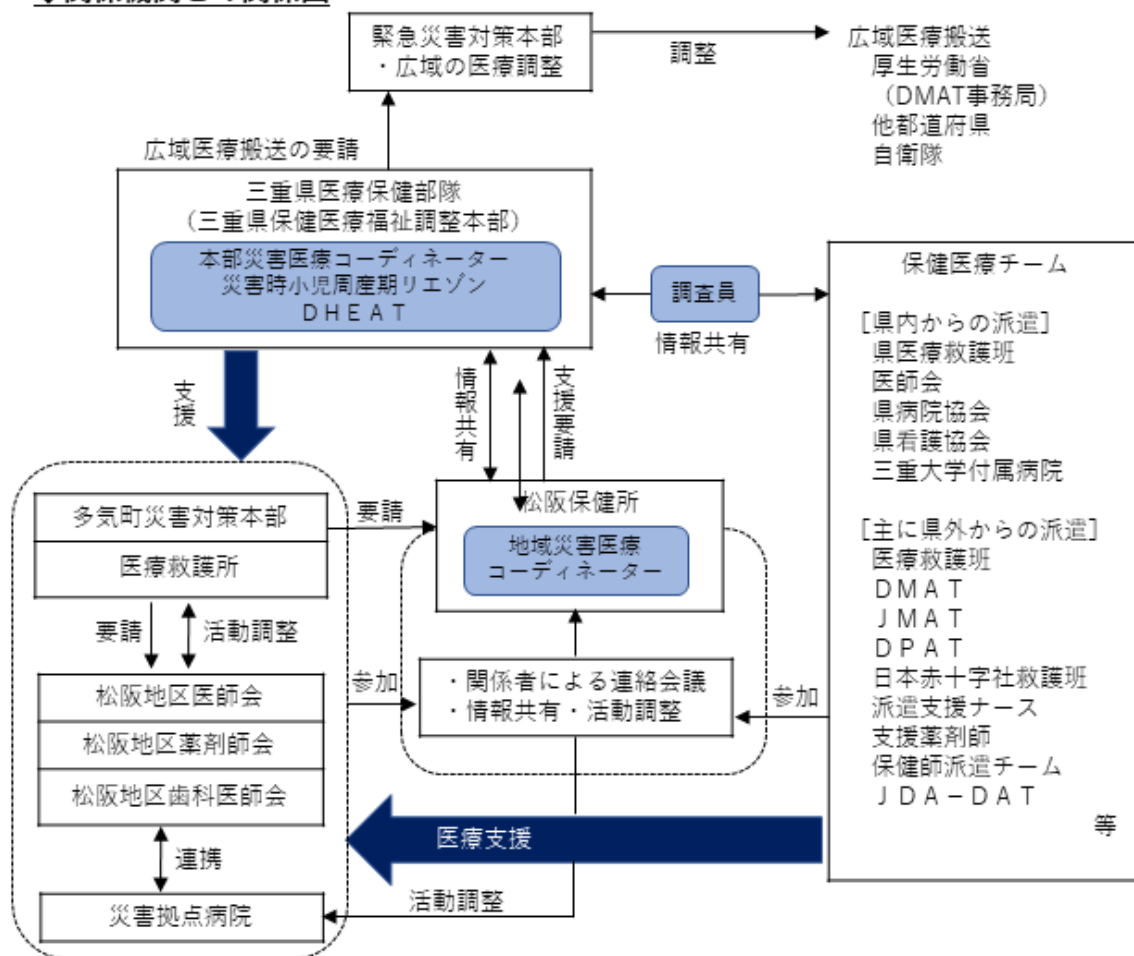
被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行う。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

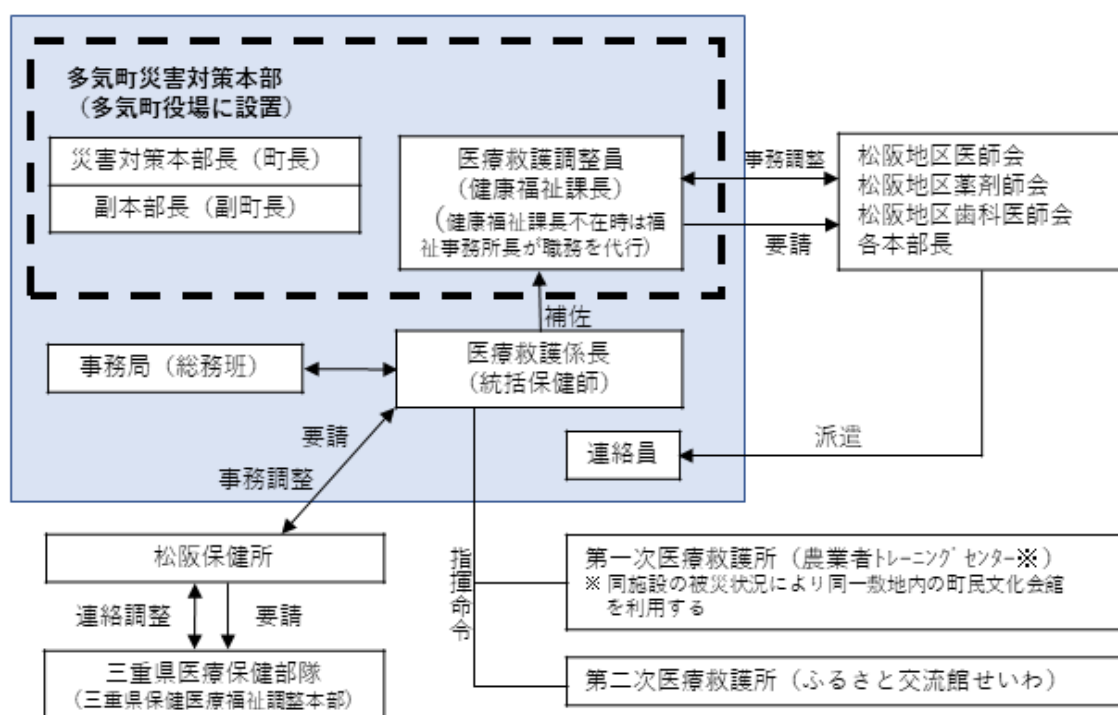
1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

◆関係機関との関係図



◆多気町災害時医療救護所設置及び活動要領における医療救護本部関係図



第4章 避難及び被災者支援等の活動

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営

主管課：総務課、教育課、健康福祉課

活動方針

避難の指示等が町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む
関係各課が連携して町の避難所の開設・運営を支援する

対策

【町が実施する対策】

1 避難の指示等

(1) 避難指示等

各種災害関連の警報が発表される等、地震、大雨等による土砂崩れ、河川の氾濫等の災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合等、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、町長は速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。

この場合、町長は、その旨を知事に報告する。(基本法第60条)

また、町長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立ち入りを制限する。

(2) 避難指示等にかかる町長不在時の対応

町長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないよう適切に対応する。

(3) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ・要避難対象地域
- ・避難場所
- ・避難理由
- ・避難経路
- ・避難時の注意事項等

(4) 避難指示等の解除

町長は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

2 避難の指示等の住民等への伝達

(1) 関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2) 住民等に対する周知

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

3 避難所への避難誘導

(1) 避難の順序

避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者台帳を使用して、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して避難誘導を行う。

(2) 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両等によって行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、町において措置できないときは、町は県災害対策本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、被災町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、近隣地街に住民の受入れを要請する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示する等、円滑な避難がなされるよう指導する。

4 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

① あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアル等に沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努める。

② 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

③ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

④ 簡易トイレの設置、既存トイレを活用する方法も含めたトイレの確保に努める。

また、松阪浄化センターが地震、津波等で使用不可となった時点で避難所に貯留型マンホールトイレが設置されている場合は、上下水道班の指示により、総務班及び避難所連絡班と共同し、貯留型マンホールトイレの使用が出来るようにする。

(2) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

- ・ 避難所開設の日時及び場所
- ・ 箇所数及び収容人員
- ・ 開設期間の見込

(3) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、各町及び各避難所の避難所運営マニュアル等に沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協

力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等を活用する。

- ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いや性の多様性などの視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
- ④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- ⑤ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。
- ⑥ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ⑦ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- ⑧ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定する等、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- ⑨ ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達や食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。
- ⑩ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理・ゾーン分け等に努める。
- ⑪ 外国人住民向けに避難所において多言語表記または「やさしい日本語」の活用に努める。
- ⑫ 避難所の安全を確保するため、夜間を含め避難所の出入口や避難所内での警備体制の確保に努める。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 災害からの自衛措置

(1) 住民の協力による避難行動の促進

ハザードマップ等により浸水や土砂崩れ等の可能性が認められる地域住民は、各種災害に関する警報等が発表される等、災害発生の危険を認知した場合、又は大規模な災害の発生が予想される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難所に避難する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ハザードマップ等により浸水や土砂崩れ等の可能性が認められる地域において、各種災害に関する警報

等が発表される等した場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努める。

2 避難所における地域及び避難者の協力

(1) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアル等に沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

(2) 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

(3) 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第2節 要配慮者対策

主管課：健康福祉課

活動方針

被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる
自主防災組織（自治会）、消防団等と連携し、災害時要援護者台帳等を活用して避難行動要支援者の安全確保や避難支援を行う

対策

【町が実施する対策】

1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

2 避難行動要支援者の避難支援及び要配慮者の生活環境の確保

（1）避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者台帳を活用して発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

（2）要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。

3 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

4 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

5 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自主防災組織等は、町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者台帳を活用して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、各町及び各避難所の「避難所運営マニュアル等」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 要配慮者及び保護責任者の対策

要配慮者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保

主管課：こども課、教育課

活動方針

災害発生時には、学校関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する

対策

【町が実施する対策】

1 学校・園における児童生徒等の安全確保

公立小中学校・園の教職員は、地震による校舎の損壊や各種警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難所へ児童生徒等を誘導する。

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

2 登下校時の児童生徒等の安全確保

公立小中学校・園の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を掌握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

公立小中学校・園の教職員は、児童生徒等の安否の確認に努め、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

3 夜間・休日等における対応

公立小中学校・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、地震発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

災害により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、町災害対策本部に対し安否情報を報告する。

4 学校・園の被害状況の把握、情報提供

町災害対策本部は、公立小中学校の人的被害及び施設の被害状況を各学校から収集し、整理する。

また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

また、保育園の被害状況を各施設から収集し、整理するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

【地域・住民が実施する対策】

地域住民や自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

第4節 ボランティア活動の支援

主管課：健康福祉課（社会福祉協議会）

活動方針

町社会福祉協議会を中核としたボランティア支援活動を展開する
災害発生時に、町、社会福祉協議会等が連携して、ボランティアの受入体制を確立する

対策

【町が実施する対策】

1 町災害ボランティア支援センターの設置

関係機関と連携・協働し、町の広さや被災状況に応じて「町災害ボランティア支援センター」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

（1）災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入と活動先の調整を行うとともに、必要な支援を行う。

（2）専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供等必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、日本赤十字社、県社会福祉協議会、ボランティア団体、災害支援団体等の専門性をもつ様々な団体が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自主防災組織（自治会）は、被災状況や支援ニーズを把握し、町災害ボランティア支援センターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 町災害ボランティア支援センターの運営支援

被災状況に応じて、町災害ボランティア支援センターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内等に協力する。

3 ボランティアの受入支援

町災害ボランティア支援センターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第5節 防疫・保健衛生活動

主管課：健康福祉課、環境生活課

活動方針

感染症発生未然防止のため、避難所、衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する
感染症の流行、健康被害等を未然に防止する
被災者への健康相談等により心身の安定を図る

対策

【町が実施する対策】

1 避難所の衛生保持

被災地の防疫についての計画を策定し、避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

2 防疫の実施

防疫は、被災状況に応じて三重県松阪保健所および松阪地区医師会等にも協力を求めて実施する。

三重県松阪保健所の指導に基づき、必要に応じて道路、溝渠、公園、避難所等の公共の場所を中心に感染予防・拡大防止に努め清潔の保持並びに消毒を実施する。

衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な人員・器具機材等が不足する場合は、県および近隣市町に応援要請を行う。

3 臨時予防接種の実施

県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

4 保健活動

(1) 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

なお、保健師は、「三重県災害時保健師活動マニュアル（H25.3作成）」及び「松阪保健所管内災害時保健活動マニュアル（H26.10作成）」に基づき保健活動を実施する。

(2) 栄養・食生活支援

① 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

a 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。

b 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。

c 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。

② 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

5 ペット対策

町は、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 健康手帳の利用

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名等を健康手帳等（母子健康手帳、おくすり手帳含む）に記入し、携帯することを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携帯する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第6節 災害警備活動

主管課：総務課

活動方針

災害の発生又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める
住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する

対策

【町が実施する対策】

町災害対策本部は、発災後、速やかに松阪警察署と連携をとり、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を松阪警察署が円滑に実施できるよう情報の提供、活動の拠点の確保等について協力する。

【松阪警察署が実施する対策】

(1) 災害警備体制の確立

- ・職員の招集・参集
- ・災害警備本部の設置
- ・警察災害派遣隊の派遣要請

(2) 災害警備活動の実施

- ・災害情報の収集・連絡等
- ・救出救助活動
- ・避難誘導
- ・緊急交通路の確保
- ・身元確認等
- ・二次災害の防止
- ・危険箇所等における避難誘導等の措置
- ・社会秩序の維持
- ・被災者等への情報伝達活動
- ・相談活動
- ・ボランティア活動の支援

【地域・住民が実施する自助・共助の対策】

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第7節 遺体の取扱い

主管課：環境生活課、総務課

活動方針

搜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する
関係機関と連携し、遺体の搜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う

対策

【町が実施する対策】

1 遺体の搜索

(1) 実施者及び方法

町災害対策本部において消防機関、警察、自衛隊、救助機関と連携し、救出救助活動に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施する。

(2) 応援の要請

町災害対策本部において、被災その他の条件により遺体の搜索が実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあつては、次の事項を明示して行う。

- ・遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ・遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ・応援を求めた人数等
- ・その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

松阪警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。（検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、松阪警察署と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。）

3 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、町災害対策本部は速やかに松阪警察署等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

町災害対策本部は、松阪警察署及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力しながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、町災害対策本部において実施できないときは、他の町災害対策本部医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災害対策本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、町災害対策本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災害対策本部において、直接火葬もしくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、町災害対策本部でできないときは、他機関の応援及び協力を得て実施する。

(2) 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

第5章 救援物資等の供給

第1節 緊急輸送手段の確保

主管課：総務課、建設課

活動方針

災害応急対策活動に必要な人員、物資等の輸送手段を確保する

対策

【町が実施する対策】

1 町が所有する車両の確保

町が所有する公用車の被害情報を収集し使用可能な輸送手段を確保する。

2 輸送ルートの情報収集・伝達

町は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。

また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

3 輸送手段の確保

(1) 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、輸送を担う防災関係機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

- ・指定公共機関、指定地方公共機関への要請
- ・協定事業者への要請
- ・国、県への要請
- ・自衛隊への要請

(2) 航空輸送手段の協力要請

① 県防災ヘリコプターの応援要請

町は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

② 受入体制の構築

町はヘリコプターの運航が安全かつ確実にできるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

4 応援の要請等

町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

第2節 救援物資等の供給

主管課：健康福祉課、関係各課

活動方針

食料及び生活必需品等の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する

対策

【町が実施する対策】

1 避難所等における必要物資品目・量の把握

町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。

2 食料の調達・供給活動

(1) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・地震発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- ・地震発生 12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・地震発生 24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・地震発生 72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(3) 応急給食の実施

町が設置する物資拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者等に対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素等に配慮して提供する。

3 生活必需品等の調達・供給活動

(1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支

援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

地震発生～24 時間以内	医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等
地震発生 24 時間後以降	日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート等）等

（2）県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

（3）生活必需品等の配分

町で設置する物資拠点で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。

（4）要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

4 物資等の供給

町は調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

5 協定に基づく応援町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、要請を受けた町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。

なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送を行う。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる3日間以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努める。

第3節 給水活動

主管課：上下水道課

活動方針

県内水道事業者等と連携して、速やかに応急給水活動を行う

対策

【町が実施する対策】

1 飲料水の確保

住民に対して一人あたり3日以上飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池の貯留水を確保する。

2 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保する等、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 応急給水活動の応援要請

町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

町は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定等、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置する等、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地域住民が協力して行う。

2 飲料水、生活水の確保

地震発生後3日以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活水として確保・利用する。

第6章 特定災害対策

第1節 危険物施設等の保全

主管課：総務課

活動方針

大規模災害による危険物施設等の二次災害を防止する

対策

【町が実施する対策】

1 危険物施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限を行う。(消防法第12条の3)

2 高圧ガス施設・火薬類施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、町長は次の措置をとる。

- ・消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請
- ・警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- ・物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(2) 災害応急対策

① 住民の安全の確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防衛活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

② 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

③ 避難の指示及び場所

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織（自治会）と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

3 毒劇物施設

(1) 災害応急対策

町は、警察本部、消防署へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行う。

また、県及び警察本部は、町等関係機関と協調し、以下の措置を講ずる。

- ・住民に対する広報
- ・汚染区域の拡大防止措置
- ・警戒区域の設定
- ・被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
- ・飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

4 放射性物質施設

(1) 災害応急対策

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生 of 通報を受けた所轄保健所及び警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

- ・住民に対する広報
- ・汚染区域の拡大防止措置
- ・警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- ・避難指示等
- ・被ばく者の救出及び救護
- ・飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡
- ・輸送中の事故にあつては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

第7章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動

主管課：環境生活課

活動方針

環境衛生に万全を期すとともに、廃棄物等を適正かつ迅速に処理する

対策

【町が実施する対策】

1 障害物の除去

町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

2 し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を越えることがないように配慮する。（し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

人員、処理機材等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた町で、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。

なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定等、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、

できる限りの分別とリサイクルに努める。

4 災害廃棄物処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模や被災状況の把握、災害廃棄物の発生量の推計等を行うとともに、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等を整理のうえ、必要に応じて町災害廃棄物処理実行計画を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合においては、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

町災害廃棄物処理（実行）計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、町の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第2節 住宅の保全・確保

主管課：建設課

活動方針

被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う
 入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等に優先的に提供する
 住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理等を早急に行い、自宅避難を促進する

対策

【町が実施する対策】

1 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量等を把握し、必要な情報を県災害対策本部に報告する。

2 被災建築物応急危険度判定等の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保のため、建築物の被災状況を現地調査して余震等による二次災害発生の危険の程度を応急的に判定し、建築物に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、液状化や擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保とあっせん

公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

町は、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

入居方法については、被災地域の住民の意向も踏まえながら、地域単位で応急仮設住宅へ入居するなど、従前の地域コミュニティの維持に配慮する方針も検討する。

またペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

第3節 文教等対策

主管課：教育課

活動方針

応急教育を実施するとともに、教育機能の早期回復を目指す
文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる

対策

【町が実施する対策】

1 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ・ 町立学校施設の危険度判定を行う。
- ・ 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ・ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館及び公会堂、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- ・ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- ・ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県災害対策本部に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用等を行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

3 被災児童生徒等の保健管理

教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

町災害対策本部は、被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

4 授業料等の減免等の判断

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予綱領(平成14年教育委員会告示第4号)により、授業料支弁困難な者に減免の措置を講ずる。

また、私立高等学校授業料減免補助金取扱要領(平成22年生文第01-1号)により、授業料支弁困難な者に軽減の措置を講ずる。

災害に伴い町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。

5 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支

障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

6 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、町長(救助法が適用された場合は知事の委任による)が行う。

7 国・県・町指定の文化財の保護

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

町指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会に報告する。

(2) 応急対応

国・県・町指定等文化財が被害を受けたときは、町教育委員会は県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

【地域・住民が実施する共助・自助の対策】

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、町教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第4節 災害義援金等の受入・配分

主管課：健康福祉課

活動方針

被災者に対する災害義援金品の募集、保管、輸送及び配分を円滑に行う

対策

【町が実施する対策】

1 実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分のため、実施機関を設置する。実施機関の設置にあたっては、県及び町、その他の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

2 災害義援金の募集

町内で大災害が発生した場合、実施機関を通じて、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。県の募集した災害義援品については、被災状況等を十分考慮し、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災害対策本部に報告する。

3 災害義援金の保管

災害義援金品の受付に当たって、受払簿を作成し、受付から配分までの状況を記録する。災害義援金及び見舞金については、町災害対策本部において一括とりまとめ 保管し、災害義援品については、各関係機関において保管する。

4 災害義援金の配分

被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかにより災者に届くよう配分する。なお、災害義援金の配分は、実施機関の審議を経て、義援金の被災者に対する交付を行う。義援品の配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

※災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

【その他防災関係機関が実施する対策】

1 実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

- ・ 三重県共同募金会
- ・ 日本赤十字社三重県支部
- ・ 三重県社会福祉協議会
- ・ 県
- ・ 町
- ・ 日本放送協会津放送局
- ・ 三重テレビ放送
- ・ 三重エフエム放送

2 災害義援金の募集

県内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

なお、他の都道府県で大災害が発生した場合の募集については当該都道府県の状況等を十分考慮して行う。

3 災害義援金の保管

災害義援金及び見舞金については、災害対策本部において一括とりまとめ保管し、災害義援品については、各関係機関において保管する。

4 災害義援金の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

【地域・住民が実施する対策】

1 災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第 4 部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定

主管課：総務課、関係各課

活動方針

被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、県と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続を行う

対策

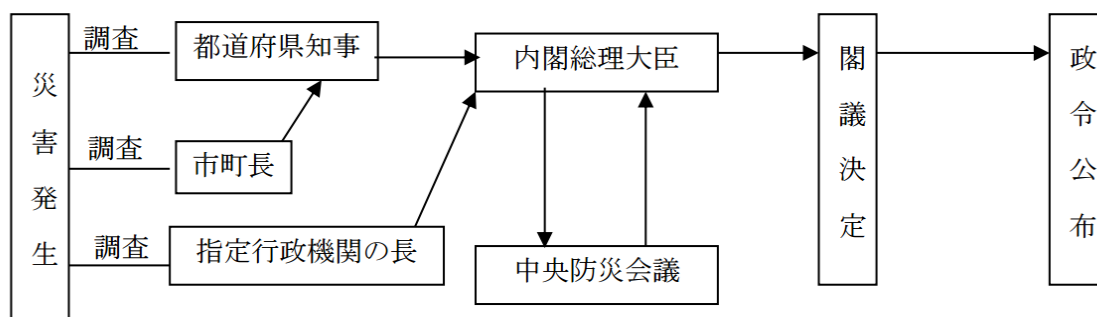
【県と町が連携して実施する対策】

1 激甚災害の指定

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、町及び県は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

（1）激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(2) 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・障害者支援施設等災害復旧事業
- ・堆積土砂排除事業

② 農林水産業に関する特別の助成

- ・農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

③ 中小企業に関する特別の助成

- ・中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- ・小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

④ その他の特別の財政援助及び助成

- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ・公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(3) 激甚災害に関する調査

- ① 町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。
- ② 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(4) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

2 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

3 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

町はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

主管課：税務課、健康福祉課

活動方針

被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する
被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う

対策

【県と町が連携して実施する対策】

1 被災者情報の収集と対応

(1) 被災者台帳整備に向けた検討

町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、町の整備促進に協力する。

(2) 住家被害認定調査の実施

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、住家被害認定調査の実施体制を直ちに確立し、調査を実施する。また、被害認定調査を効率的に実施できるよう、デジタル技術を活用した住家被害認定調査の実施について検討する。

県は、住家被害認定調査のために必要な人材育成を図り、名簿整備を行うとともに、市町の住家被害認定調査員養成の促進を図る。また、市町の住家被害認定にばらつきが生じないよう、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。

(3) 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、罹災証明書の交付にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図るとともに、市町の罹災証明書の発行事務にばらつきが生じないよう、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付

① 災害援護資金

実施主体：町

対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害

受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

貸付限度額：350万円

② 母子及び寡婦福祉資金

実施主体：町

受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。

貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

貸付資金の種類（主要なものを抜粋）

a 事業開始資金 b 住宅資金 c 生活資金 d 就職支度資金 e 修学資金 f 修業資金 g 医療介護資金
h 結婚資金

③ 生活福祉資金

実施主体：県社会福祉協議会

受給者：災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者

貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

貸付資金の種類

a 総合支援資金

・生活支援資金 ・住宅入居費 ・一時生活再建費

b 福祉資金

・療養費 ・介護等費 ・福祉費 ・福祉費（住宅） ・福祉用具購入費

c 教育支援資金

・教育支援費 ・就学支度費

d 不動産担保型生活資金

・不動産担保型生活資金

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

①対象となる自然災害

異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ・救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した町の区域にかかる自然災害
- ・10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町の区域にかかる自然災害
- ・県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ・県内に上記の地域を含む場合にあって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ・上記の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ・県内に上記の町を含む場合、又は該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の町にあっては、2以上の世帯）の区域にかかる自然災害

② 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補償	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補償	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補償	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補償	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75

(3) 住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携

① 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築を含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び町においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

② 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、県及び町は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

③ 住宅金融支援機構との連携

県及び町は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時には家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等

① 県税の減免及び期限延長

・ 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

・ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

② 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの町の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定

主管課：企画調整課、総務課

活動方針

復興体制の構築及び復興方針の事前検討及び復興指針の策定を行う

対策

【県と町が連携して実施する対策】

1 復興体制の構築

(1) 町震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「町復興計画(仮称)」の策定を始めとする、町の総合的な復興対策を指揮する「町災害復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

第 5 部 事故等による災害対策

第1章 重大事故等対策

第1節 危険物施設等の事故対策

主管課：総務課、関係各課

活動方針

事故発生による危険物施設等の被害拡大を防止する

対策

【町が実施する対策】

1 危険物施設等

(1) 平常時の予防対策

① 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。

② 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

③ 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

④ 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する

(2) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

危険物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示、又は自らその措置を講ずる。

③ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

④ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得る等して、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

⑤ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

⑥ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑦ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑧ 危険物製造所等の使用の一次停止命令等

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所、もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。(消防法第12条の3)

⑨ 住民の安全の確保

消防職員は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

⑩ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑪ 避難の指示等

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織（自治会）と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策

主管課：総務課、関係各課

活動方針

突発的災害により、被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動を実施する

対策

【町が実施する対策】

1 事故等災害発生時の対応

(1) 活動体制の確立

町は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火、救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に合わせた臨機応変な活動体制をとる。

また、町長が必要と認めた場合は、町災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに町災害対策本部を設置した場合には、県へ報告する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(2) 応急対策活動

町は必要に応じて次の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

- ① 被害情報の収集
- ② 消防応急活動及び救助活動
- ③ 医療・救護活動
- ④ 被災者及び地域住民の避難対策活動
- ⑤ 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

第3節 原子力災害対策

主管課：総務課、関係各課

活動方針

原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制を整備する

対策

【町が実施する対策】

1 災害情報の収集・伝達・広報

県との情報交換及び協力を密にし、入手した情報を必要に応じて住民及び関係機関へ周知する。

2 防護措置

(1) 屋内退避・避難誘導等

国の指導・助言、指示又は県からの情報に基づき、必要に応じて県及び警察と連携し、住民への多様な媒体を活用した、屋内退避に関する情報提供又は避難所への避難誘導等の活動を行う。

(2) スクリーニング及び除染

被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、スクリーニング及び除染を行う。

(3) 水道水・食品の摂取制限等

県及び国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について、必要な措置をとる。

3 放射性物質における環境汚染への対処

放射性物質による環境汚染に対して、住民の被ばくを低減する必要がある場合について、必要な対策を検討する。

4 県外からの避難受入

県外から原子力災害等により県境を越える避難者の受入要請があった際には、保有する施設を避難所として設置する。

5 風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともに、その影響を軽減するため農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

6 心身の健康相談等の実施

住民の健康不安解消及び住民が被ばくした際の措置として、原子力災害対策指針等に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

第2章 火災対策

第1節 大規模火災の対策

主管課：総務課、関係各課

活動方針

防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進める

対策

【町が実施する対策】

<災害予防>

1 災害に強いまちづくり

県及び町防災計画にて実施する災害に強いまちづくりに準ずるとともに、火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、火災予防条例においてあらかじめ定めておく。

2 火災に対する建築物の安全性

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

法令に適合したスプリンクラー整備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう、定期的に点検を行う等適正な維持管理を指導する。

(2) 建築物の防火管理体制

建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図るよう指導する。

(3) 建築物の安全対策の推進

不特定多数の者が利用する建築物等の所有者又は管理者に対し、避難経路の確保、防火設備・排煙設備・非常用照明等の適正な維持管理等、防火・避難対策に関する措置の重要性について、防災査察時等に周知を図る。

3 消防力の強化

(1) 公設消防力の強化

① 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に沿って消防組織の整備充実を図る。

② 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

(2) 自衛消防力の強化育成

消防組合を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

4 防災知識の普及

(1) 火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、消防組合が中心となり、春秋2回火災予防運動を実施する。

(2) 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、消防組合が中心となり、三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、住宅用火災報知器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

(3) 立入検査の強化

町及び消防組合は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行う。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行う。

(4) 応急手当の普及啓発等

町及び消防組合は、住民に対し応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる認定救急救命士の要請等救急搬送体制の強化を図る。

5 特定防火対象物等火災予防対策

(1) 特定防火対象物

① 防火管理者制度の効果的な運用

消防組合は、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の多数の者が出入り、勤務、又は居住する防火対象物に対して、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うように消防組合を通じて指導する。

② 立入検査指導の強化

町及び消防組合は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に所轄区域の特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

③ 防火対象物定期点検報告制度の実施

消防組合は防火対象物定期点検報告制度により、点検及び報告が義務づけられた一定の防火対象物について、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化等を図る。

また、同制度による点検済の表示、及び防火優良認定証の表示により利用者への情報提供を行う。

さらに、上記以外の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、消防法令を遵守している旨の表示をすることにより、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図るとともに利用者への情報提供を行う。

(2) 公立学校建物

学校の建物については、毎年、消防用設備等点検業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。国の文教施設整備計画等により、木造建築物を逐次不燃化構造へ改築を図る

(3) 文化財

町内の文化財で、防火・防災施設設備を要するものの対策は、収蔵庫、消火栓等の設置・点検、防火・防災訓練の指導徹底並びに管理者の巡回により、万全を期する。

<迅速かつ円滑な災害応急対策>**1 情報の収集・伝達****(1) 町災害対策本部の設置**

町は、町長が必要と認めるときは、町災害対策本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

2 消防活動**(1) 火災警報の発令**

火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

(2) 消防活動の実施

町の地域内に火災等による災害が発生した場合の消防活動は、当該町の長又は消防組合管理者が主体となり実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請する等、必要な措置を講ずることとする。

また、町長又は消防組合管理者は、消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段により呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

(3) 応援要請

町長又は消防組合管理者は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、災害対策基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、被災をしていない場合は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、応援出動する。

3 救急活動**(1) 救急活動の実施**

町長又は消防組合管理者は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(2) 応援要請

町長又は消防組合管理者は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要と判断した場合は、消防活動と同様に、協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、あらかじめ消防相互応援協定締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には県、町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請する。

4 避難措置

発災時には、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。また、必要に応じて避難所を開設する。

5 資機材の調達等**(1) 資機材の携行**

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

(2) 必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

【住民が実施する対策】

1 消防活動

(1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織（自治会）、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 救急活動

(1) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織（自治会）、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

第2節 林野火災の対策

主管課：総務課、関係各課

活動方針

林野の焼失等の被害を防止するとともに、林野火災が発生した場合にはその被害軽減を図る

対策

【町が実施する対策】

<災害予防>

1 林野火災に強いまちづくり

(1) 林野火災消防計画の確立

町及び消防組合は、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を考慮のうえ、関係機関と連携を図り、以下の事項について林野火災消防計画の確立に努める。

- ① 特別警戒実施計画
 - a 特別警戒区域
 - b 特別警戒時期
 - c 特別警戒実施要領
- ② 消防計画
 - a 消防分担区域
 - b 出動計画
 - c 防護鎮圧計画
- ③ 資機材整備計画
- ④ 啓発運動の推進計画
- ⑤ 防災訓練の実施計画

(2) 監視体制の確立

林野火災防止のため、県と連携を図り、林業関係者等による火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令中においては、火災予防条例の定めるところにより、町及び林野の所有（管理）者は、火器の使用制限を徹底する等万全の対策を推進する。

(3) 森林所有（管理）者への指導

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。

- ① 防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入
- ② 自然水利の活用等による防火用水の確保
- ③ 事業地の防火措置の明確化
- ④ 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- ⑤ 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化
- ⑥ 林野火災対策用機材の整備

(4) 火災警報発令中における火の使用の制限

火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、火災予防条例においてあらかじめ定めておく。

(5) 防災知識の普及・啓発等

① 防災知識の普及・啓発

関係機関の強力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及活動を図る。

また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林火災防止標識を設置する等により、火の取扱いのマナー等、林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。

② 防災訓練の実施

町は、消防本部、県、林業関係団体関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討する。

＜迅速かつ円滑な災害応急対策＞

1 情報の収集・伝達

(1) 町災害対策本部の設置

町は、町長が必要と認めるときは、町災害対策本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

2 消防活動

(1) 火災警報の発令

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

(2) 消防活動の実施

町の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、町又は消防組合が主体となり実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定による応援出動を要請する等必要な措置を講ずることとする。

(3) 近隣市町への応援要請

町長又は消防組合管理者は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、災害対策基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。また、被災をしていない市町は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。

なお、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

(4) 緊急消防援助隊の応援要請

町長又は消防組合管理者は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

3 林野火災空中消火活動

町長等は、町地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講じる。

(1) 初動体制

① 災害情報等の報告

町長等は、町地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を、関係機関等に報告する。

② 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、「第4部第1章第3節自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定める所要の措置をとる。

③ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握する。また、危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握する。

④ 資機材の確保

他の自治体、関係機関の資機材の保存状況を把握し、補給できる体制を整えておく。

また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

⑤ 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡を取り、先導等の措置をとる。

(2) 空中消火活動

① 現場指揮本部における任務

a 情報の総括…空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

b 空中・地上各消火隊の活動統制…消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行う。

② 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をする。

(3) 派遣要請

① 県防災ヘリコプターの派遣要請

町長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は、「県計画 第4部第2章第5節 ヘリコプターの活用」の手続により行う。

(4) 報告

町は、空中消火を実施した場合、速やかに以下の概要を県に報告する。

a 林野火災の場所

b 林野火災焼失（損）面積

c 災害派遣を要請した町名

d 災害派遣に要した航空機の機種と機数

e 散布回数（機種別）

f 散布効果

g 地上支援の概要

h その他必要事項

4 救急活動

(1) 救急活動の実施

町長又は消防組合管理者は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(2) 応援要請

町長又は消防組合管理者は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動と同様に、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

a あらかじめ消防相互応援協を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

b 町長又は消防組合管理者は、多数の傷病者が発生し、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、県、町及び消防組合が締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

5 資機材の調達等

(1) 資機材の携行

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

(2) 必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

【住民が実施する対策】

1 消防活動

(1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織（自治会）、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 救急活動

(2) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織（自治会）、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

第6部 南海トラフ地震 臨時情報に対する対応

第 1 章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1節 はじめに

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944 年）及び昭和南海地震（1946 年））が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。

令和元年 5 月に示された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、令和元年 5 月 31 日から「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連開設情報」の運用が開始された。

この章では、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の多気町における防災対応を定める。なお、すでに多気町地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されている場合には、この限りではない。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

1 体制

町長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、総務課防災係職員により情報収集を行う（以下、この体制を「情報収集体制」という）。

2 体制を確保する期間

南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された段階で、情報収集体制を廃止する。

3 対応の方針

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、次の防災対応を実施する。

- ① 情報収集・連絡体制の整備
- ② 県や防災関係機関との連絡体制の整備

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

1 体制

町長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、災害対策本部を設置し、第 1 次配備体制とする（「第 3 部第 1 章第 1 節」参照）。なお、後発地震発生における事態の長期化を視野に入れ、交代させるなどの措置を講じる。

2 体制を確保する期間

町は、地震発生から 1 週間を基本に体制を維持する。ただし、状況に応じて情報収集体制へ移行する等体制の縮小を検討する。

3 災害警戒本部の対応

災害警戒本部は、県など関係機関と調整のうえ、次の対応を実施する。

- ① 情報収集・連絡体制の整備
- ② 県や防災関係機関との連絡体制の整備
- ③ 町民への広報
- ④ 公共施設等の緊急点検
- ⑤ 大規模地震に備えた災害応急対策の確認

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

1 体制

町長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置し、第2次配備体制とするとともに、後発地震の発生に注意するよう全職員に指示する。ただし、後発地震発生における事態の長期化を視野に入れ、交代させるなどの措置を講じる。

2 体制を確保する期間

町は、地震発生から1週間を基本に体制を維持する。ただし、状況に応じて情報収集体制へ移行する等体制の縮小を検討する。

3 災害対策本部の対応

災害対策本部は、県など関係機関と調整のうえ、次の対応を実施する。

- ① 情報収集・連絡体制の整備
- ② 県及び防災関係機関との連絡体制の確保
- ③ 災害対策本部会議の開催
- ④ 町民への広報
- ⑤ 公共施設等の緊急点検
- ⑥ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検
- ⑦ 後発地震に備えた事前避難（自主避難）の呼びかけ
- ⑧ 自主避難所の設置・検討および運営

第5節 町民に対する広報

町は、防災行政無線などの情報伝達手段を活用し、南海トラフ地震臨時情報の内容、ライフラインに関する情報、生活関連情報など町民に密接に関係がある事項について周知する。また、家具の固定、避難所や近くの安全な場所の確認、家族との安否確認手段の取り決め及び家庭における備蓄の確認など、日ごろからの地震の備えを再確認するなど防災対策を呼び掛ける。

<広報文例>

町民のみなさん、多気町長です。巨大地震発生の可能性が通常と比べて高まったという情報が、気象庁から発表されました。テレビやラジオ等の情報に十分注意するとともに、家具の転倒防止対策や非常持出品等の確認、ご家族と避難場所の確認をしてください。多気町からも随時、情報をお知らせします。あわてず、冷静に行動し、デマなどにも注意してください。

第6節 公共施設等の緊急点検

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、公共施設等を緊急点検し、混乱の防止、安全確保に努める。

（1）道路、河川

- 道路 巡視等によって町内道路の状況を把握し、工事の中断など必要な措置を講じる。また、他管轄の道路については、必要に応じ当該道路管理者に連絡し、対策を講じてもらうよう依頼する。
- 河川 巡視等によって町内河川の状況を把握し、工事の中断など必要な措置を

講じる。また、他管轄の河川については、必要に応じ当該河川管理者に連絡し、対策を講じてもらうよう依頼する。

(2) 不特定の者が出入りする施設

町が管理する施設においては次のような対策を講じるとともに、民間の事業所や施設に対しても、同様の対応を講じるよう要請する。

- 来訪者への周知
- 避難スペースの確保
- 施設内設備・備品等の転倒及び落下防止
- 出火防止
- 消防用設備の点検
- 自家発電装置の点検・確保
- 災害用備蓄品の確認